

第三章 天下統一と高槻

第一節 織田政権下の高槻

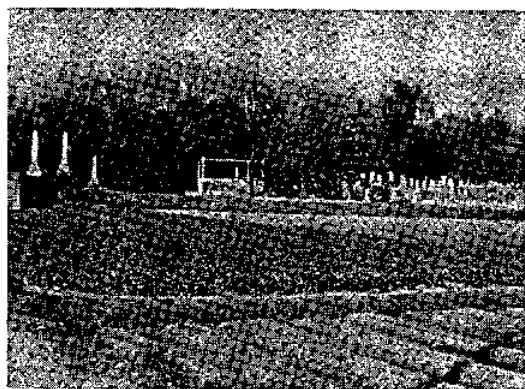
織田信長の 永禄十一（一五六八）年九月上旬、織田信長軍は近江国に進攻し、佐々木（六角）氏の拠る山城芥川入城 観音寺城に攻撃をかけ、中旬に同城は落ちた。近江国でなく支配権をふるっていた佐々木（六角）は伊賀国に逃げ、近江国の武士で信長に降ったものは多かった。下旬に信長は細川藤孝・和田惟政を軍大將とし、將軍足利義昭を擁して山城に入り、清水寺に陣した〔中世四八九〕。同九月に、京都上京や山城吉田郷・賀茂六郷・大山崎やさらに有力寺社などに禁制を発して、支配の基盤固めをおこなっている。信長の畿内地方進出を阻止しようと三好三人衆は山城西部の西岡勝龍寺城に拠ってまず喰いとめ、摂津芥川城・河内飯盛城・同高屋城などを抱えて抵抗を試みようとした〔中世四九〇〕。

芥川城には細川昭元・三好長逸・三好下野入道らがたてこもっていたが、九月二十八日には先陣が芥川市場に放火し、翌二十九日に信長は天神馬場に陣を進め総攻撃に移った。そしてその日の夕方に落城し、細川昭元・三好長逸らは脱出逃亡した〔中世四九二〕。二十九日芥川城落城説は『言継卿記』・『細川両家記』によった



〔中世四九六〕
六參考

729



写218 高屋城跡（羽曳野市古市六丁目）

との間の訴訟を扱い、今井宗久が勝訴したことを松永久秀に伝えている。これは信長へ献上の茶壺についての対立抗争ではなかったかといわれ、両名は義理の兄弟でありながら並び立たなかったらしい。

信長は芥川に逗留中、摂津国支配を和田惟政・伊丹親興・池田勝正の三將に委ねることを決め、和田惟政が芥川城主となったのである〔中世四九八〕。また堺豪商今井宗久を御料所五百住の代官に任命したのもこれからの間のなくのことであったと思われる。信長は十四日に芥川を離れて京都に入り、六条本國寺に本営をおいた

記』によると貴族・武將たちで芥川にきたものは、三日には竹内季治・畠山高政・松永久秀・池田勝正、四日に飛鳥井雅教・五日には烏丸光康・同光宣父子、正親町実彦、九日には日野輝資、十一日に飛鳥井雅教（二度目）などである〔中世五〇二〕。また堺豪商今井宗久は名物「松島壺」を持ち、やはり堺の武野紹鷗は名物「茄子」を献じたといい、信長の芥川逗留十四日間は、門前市をなしたという〔中世四九四〕。『今井宗久茶湯書拔』によると宗久所持の「松島壺」は永禄十三年四月朔日、信長のもとで堺支配に当たっていた松井友閑によって「信長様御覽」のため召し上げられたという。芥川において「松島壺」献上の有無はさだかでないにしても、宗久、紹鷗の息宗瓦の両茶匠が芥川に来たことは間違いないだろう。永禄十一年十一月、和田惟政は今井宗久と武野紹鷗の子息新五郎宗瓦

のである〔中世五〇七・五〇八〕。

芥川城主和田 和田惟政は近江国甲賀郡油日村（現滋賀県甲賀町）
惟政の動向 の出身であるといわれる。永禄八（一五六五）年

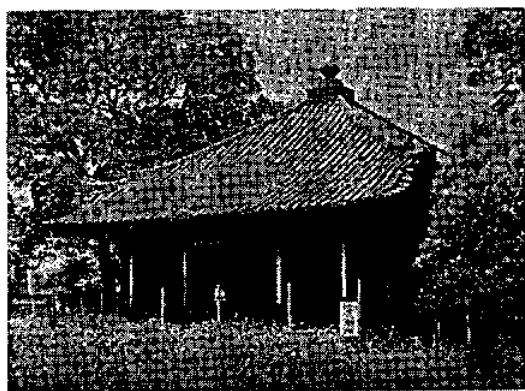
五月、將軍足利義輝が三好・松永らに暗殺され、義輝の弟であった
奈良興福寺一乗院門跡覺慶も幽閉される事件がおこった。この
とき側近であった細川藤孝は朝倉義景とはかって、覺慶を脱出さ
せることに成功して、まず移ったのがこの和田惟政一族のところ
であった。この覺慶が還俗して足利義秋（昭）となるのである

〔奥野高広「足利義昭」〕。そして和田惟政は義秋の使者として尾張・美濃在住

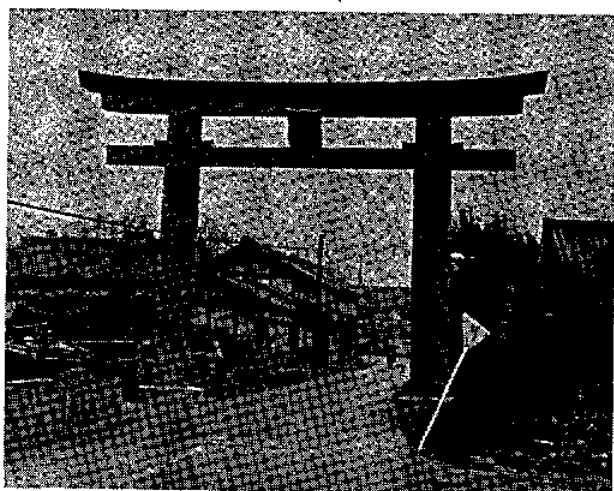
の信長のもとに往来していた。永禄十一年にはいり、織田信長の
上洛計画が進められることになったが、その時に和田惟政はもう
信長の武將同然の動きをとっていたのである。彼は信長入洛の先

陣として戦功をあげ、芥川城主としての重要な地位につき、京都の市政にもあづかって、信長の京都・摂津
支配の要となったのである。

その年の暮、和泉地方にいた三好党が蜂起し、家原城を落し、翌永禄十二年正月には一万余騎を率いて堺
を発ち、河内出口、山城の東福寺に出陣し、五日には足利義昭のいた六条本願寺攻撃に向った。義昭勢は細
川藤賢・三河藤英などが守備にあたったが、寡兵であった。そこで摂津国の伊丹・池田などに支援を求めたが、



写219 六条本願寺跡（京都市下京区烏丸六条）



写220 油日神社（滋賀県甲賀郡甲賀町）

なったが、世人は入江氏の行動に対して「不覚だ」と評したという。ここで和田氏は高槻城をも手にいれ、芥川城と二城を預かることになった。信長は烏丸家領であった上牧の地を安堵している〔中世五二二・五二七〕。

和田惟政がキリシタンに理解を示すようになったのは永禄七年の頃であったが、芥川城主であった時の永

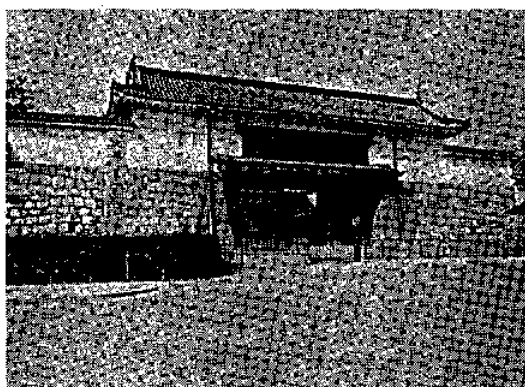
高槻城の入江氏が三好方に味方し、西国街道を塞いだため、東上は思うにまかせなかった。そこで彼らは安満・古曾部の山に陣をとり、夜中に忍成寺越えで山城国乙訓郡西岡の向日明神の近くに出て桂川辺で陣に加わったのであった〔中世五〇九・五一〇〕。一方和田惟政はいち早く西岡まで上ったが、後続の味方の到着を待っているのは本圀寺危うしとみて、単騎で六条本圀寺に駆け入り敵味方から「大剛の者よ」と賞されたという〔中世五一二〕。六日に桂川・西岡辺で決戦が展開され三好方は敗北した。信長が支援のため急拠西下したが、六条本圀寺に着いたのは九日の朝であった。だがもうその時には勝敗は決っていた。高槻城主入江は敗北の側に立ったことになり、上洛した信長に詫を入れたが許されず断罪に処せられた〔中世五〇九・五一四・五一五・五一六〕。名族入江氏の武士としての地位はこれで絶たれることに



写221 天神の馬場（市内天神町一丁目）

を踏むことができたのであるが、京都のキリシタン信徒たちは高山氏とその兵士の労をねぎらった〔中世五二〇〕。高山ダリヨはロレンソとともに妙蓮寺にいた和田惟政にフロイス入京を報じ、翌二十九日、惟政はフロイスの宿所を訪ね、信長の目通りが実現するよう努力すると約している。それは案外に早く実現した。二条城の建築現場でフロイスは信長へのお目通りがかない、また足利義昭との謁見も実現し、三月には接収されてい

禄十二年春、ルイス・フロイスに京都居住の許可を与え、この許可状を和田氏から托されてルイス・フロイスの許に持参したのが和田氏の家臣となっていた高山氏であった。これは右近の父ダリヨであつたろう〔中世五一九〕。これを機にフロイスは堺の信徒日比屋了珪の許をはなれて京都の住居に移るが、高山氏は護衛の武士を堺まで派遣している。堺を立ったのはキリシタン暦で三月二十六日であつたが、その日の午後芥川の西方の富田寺内町に到着した。しかし当時疫病流行中のため寺内に宿泊できず僧院外の旅館に泊った。翌日、天神の馬場には高山氏とその兵士がフロイス一行を護衛し荷物をもって京都まで同行する予定で待ちかまえていたが、天候が悪化し降雨を恐れて、高山氏の居城芥川城に入り、一夜の歓を尽したのである。そして二十八日フロイスは四年ぶりに京都の土



写222 二条城（京都市中京区堀川二条）

た天主堂が返還され、四月八日付で布教・居住許可の信長の朱印状、十五日付で義昭の制札が下附された。この間、和田惟政の努力は大変なものであった〔中世五〇・海老沢〕。

しかし禁裏に出入していた朝山日乗らの画策により四月二十五日にキリシタン追放の綸旨が將軍足利義昭に達せられた。たまたま病床にあつた惟政は將軍にキリシタン保護を訴え、天主堂に警備のための兵士を派遣したりしたが、惟政が芥川にひきあげた留守をうかがって、日乗の迫害が激しくなつた。ロレンソは高槻に脚を運んで和田惟政の支援を依頼し、惟政は日乗・將軍義昭・信長側近に保護と支援を訴える手紙を送っている。フロイスは美濃国にまでゆき信長に保護を訴え、信長の支持をとりつけることに成功したが、日乗は公家キリシタン万里小路惟房と計って、和田惟政を信長に没収され、惟政は芥川城で謹慎せざるをえなかつた〔海老沢・高山右近〕。六月のことであつたという。ルイス・フロイスの判断では、この謹慎中に和田惟政のキリスト教への接近がいっそう深まつたようである。いずれにしても和田は二〇〇人の家臣とともに、剃髪をして閉居せざるをえなかつたのである〔中世五三七〕。

今井宗久と 和田惟政が織田信長の叱責をかって高槻で謹慎の身にあった頃、堺豪商であった今井宗久は

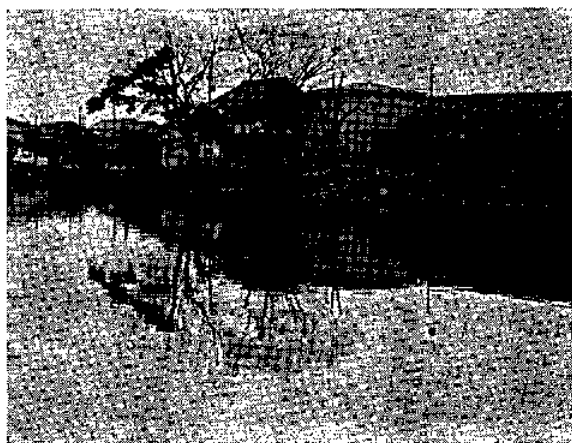
五百住代官 信長の腹臣の一人となり、高槻市域内にある富田五百住の代官に登用され、その支配に当る

ことになった。すなわち織田信長の老臣丹羽五郎左衛門長秀（のち惟住^{ちゐぢゆう}の姓が与えられた）は、兵庫助伊丹親興と同地の名主百姓とにあてて二通の指令を発している。永禄十二年八月八日のことである。伊丹親興に対してのものは富田分の支配を速かに今井宗久に渡せ、もし相変らず伊丹親興が支配を続行しようとすれば糾明をするという厳しいものであり、名主百姓に対しては、伊丹氏と相変らず関係をもつことはならないし、もし伊丹氏などに年貢を納入することがあれば、二重の負担となることを覚悟せよというものであった。今井宗久の知行地は富田分と記され、その農民は梶島名主百姓とある。この梶島は富田分内の一地名と思われるが現在その所在を明らかにしない。富田内梶島に対する今井宗久の支配は伊丹氏や農民の抵抗もなく円滑にすべり出したようである。

今井宗久が富田知行に乗り出すまえ、永禄十二年五月頃から、織田信長は朝山日乗と村井貞勝を奉行にして禁裏修復工事をおこなわせていた。その工事のための夫役が日乗から梶島に課せられてきた。この賦課をうけた今井宗久は八月二十二日付で朝山日乗に書状を送って、梶島村はまことに規模の小さい在所であって、少しの年貢公納なども不可能なところであるから、迷惑至極に思っているし免除して欲しいと伝えている。以後この件について記録のないところをみると、禁裏造営役は免除されたものと思われる。そして八月末にそれまで和田惟政が代官であった御料所（室町幕府のものか）五百住の代官職が与えられ、今井宗久は家来と思われる林二介を又代官として現地に遣わせようとした。しかし、すでに林二介が年貢収納のため現地

の調査(内検)を実施していた時に、北又右なる人物が和田惟政よりの意向を受けたと称してこの五百住御料所分代官職を競望することがあった。今井宗久はこの代官職は織田信長・和田惟政より任ぜられたものだとして反論している。これがその後どのような経過を辿ったかは明らかでない。この頃和田惟政は高槻に謹慎の身であったが、この八月・九月頃の今井宗久の富田梶島・五百住に関する書札をみる限りでは、なお高槻近辺の行政に若干関与していたことは明らかであり、謹慎の身とはいえ、軽いものであったと思われる。八月から十月初旬にかけて、織田信長が伊勢国司北畠具教・具房父子を攻撃しているが、そこに和田惟政は見当らない。

和田惟政の 織田信長は伊勢平定のうち、一旦上洛して赦免と戦功 將軍足利義昭に伊勢平定の様子を報告したのち、十月中旬には岐阜に帰った。しかし翌永禄十三年二月末にはふたたび上洛し、北陸攻めの準備にとりかかったのである。それより先、和田惟政は信長からの謹慎の命を自から破って京都に現われた。大方の危惧をよそに、信長は和田惟政に見参を許して赦免を与え、武將の面前で衣服を贈り、髪を蓄え信長の武將として兵を率いることを命じ、四万俵の扶持を与えたという〔中世〕
〔五二七〕。



写223 小寺池から西五百住旧村を望む (市内西五百住町)



写224 招提敬応寺（枚方市招提）

四月二十三日に永祿が元亀と改元されたが、その直前に信長は越前朝倉攻撃のために北陸に向った。また六月中旬には近江浅井氏を攻撃し、著名な姉川合戦でこれに勝利した。ルイス・フロイスは同年六月二十八日（日本暦）の京都発信の書状のなかで、和田惟政が信長軍のなかでもっとも強大な武将で総司令官として奮戦したと報じているが、それはフロイスの誤報であり、『信長公記』ほか、わが国の史料に和田惟政の参陣を伝えるものはなく、それどころか彼は元亀元年六月二十八日付の軍中禁制を現在の豊中市小曾根にあった春日神社に掲げている〔中世五二〕。むしろ摂津の要衝高槻にいて西に備えていたと考えられるのである。

和田惟政が戦場に登場するのは、同年秋の本願寺との戦いにおいてである。すなわち摂津で勢力を保っていた三好三人衆は、浅井氏らと呼応して摂津野田・福島（現大阪市福島区）で挙兵した。信長は軍を摂津にすすめるため、八月二十五日に京都下京の宿所たる本能寺を発ち、その日のうちに河内枚方の寺内である招提道場（のち敬応寺となる）に着いた。そして翌二十六日に三好三人衆の陣する野田・福島に攻撃をかけ、信長自身は天王寺に本營を構えたのである。『言継卿記』が伝えるところによれば、三好三人衆の軍勢が五、六千であるのに対して、信長の軍勢は二、三万であったという〔中世五二九〕。この野田・福島合戦の時、和田惟政は三

好義継・松永久秀・伊丹親興らとともに天満の森に布陣している。野田城にいた三好政康・三好政勝らは降伏し、將軍足利義昭も細川藤賢の拠る摂津中島に出陣して、信長方優勢にみえた。九月八日には和田惟政は池田に攻撃をかけ同地の市場に放火して、敵陣を混乱させるなどの行動にでている。

しかし九月十二日、本願寺門跡顯如光佐が三好三人衆とめしあわせて挙兵し、根来・雑賀・湯川など紀州を主とした一揆衆が北上し、遠里小野・住吉・天王寺に陣を進め、十二日から十三日にかけて、日本歴史上はじめての本格的な鉄砲戦が展開したのである。摂津で信長軍が新たな困難に逢着していた時、この三好三人衆・本願寺顯如に呼応して、北近江では浅井長政・朝倉義景が挙兵し、近江の要衝坂本をおさえて、山城の山科・醍醐に放火し、京都をうかがうにいたった。四面楚歌の情勢のなかで危機を迎えた信長は、九月二十三日に京都の確保のため摂津からの撤兵を開始〔信長公記〕、〔陰徳太平記〕、この時、和田惟政は柴田勝家とともに後陣を承わっている。この二十三日撤兵の途中、鳥養のあたりで信長は軍評定を開き、率直に敗北を認め、浅井・朝倉勢に対しては尾張・美濃・三河の軍兵をもって対抗することとし、和田惟政などの五畿内衆は、各城に帰陣して態勢の建てなおしを計り、再起の秋を待つことを促したという〔中世〕。かくして和田惟政は高槻の城を固めたのである。

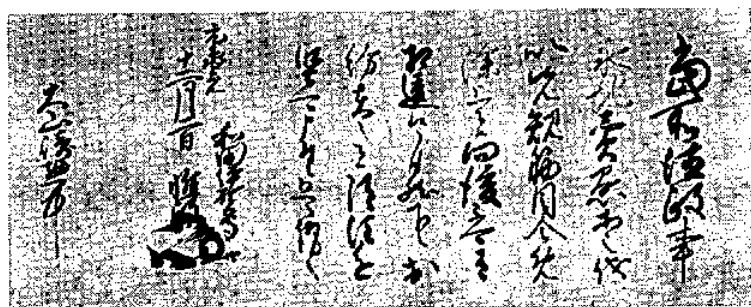
十月二十一日、和田惟政は將軍義昭に近習する一色藤長や細川藤孝と謀って、摂津御牧にたてこもる一揆勢を討つため行動を起し、翌二十二日未明に城外に迫ったが、一揆勢は多勢にて防戦したので苦戦の末これを落したという〔中世五三六〕。この御牧がどこであるのか明らかでない。淀川河口・神崎川流域に大江乳牛牧・垂水東牧・同西牧・鳥飼牧・仲條牧、さらに猪名川ぞいに為奈野牧・豊島牧などが点在しているが、中島に

比較的近く、京都に攻め上るための要衝にあった牧であったことくらいしかわからない。

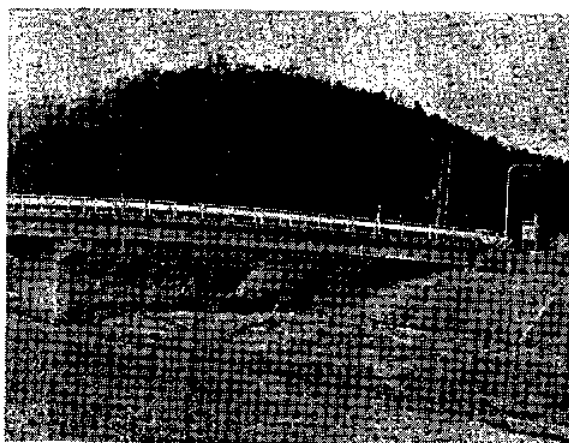
和田惟政の ふたたび高槻城主におさまった和田惟政は元亀元（一五

戦 死 七〇）年十二月二日、大山崎惣中に対して徳政令適用除外を伝え（〔中世五三〕、翌二年六月二十三日には摂津国豊島郡桜塚善光寺内牛頭天王社に軍中禁制を掲げた。摂津の雄将として有名を馳せていたことがわかる（〔中世五三〕）。その間宣教師ルイス・フロイスは和田惟政に洗礼することを勧めていた（〔中世五四〕）。しかしこのような間にあって周辺の武将荒木村重との対立が次第に激化していった。

和田惟政と荒木村重との抗争について、和田惟政に最負する『日本西教史』は、和田氏近隣の領主が和田の領内に侵入し領民を苦しめることがあったから、これを防衛するために西方に二つの城郭を築いて家臣高山氏などを配したことが導火線になったといっている（〔中世五四七〕）。『和田系図』や池田・荒木方の武士であった中川清秀の系譜『寛永諸家系図伝』や『中川家譜覚書』などでは、和田惟政が武威を近隣にふるい近郷を押領するなどのことがあって、織田信長が荒木村重に命じて討たせたのであるとしている（〔中世五四〕）。事の本質は織田信長方に属して摂津の支配にあ



写225 和田惟政書状（折紙）（離宮八幡宮文書）



写226 白井河原合戦地（茨木市耳原）

たっていた摂津国衆の内部に分裂がおこったとみることができるが、その和田敗北の模様を宣教師フロイスの書状から少し具体的にみておこう。

八月十八日に池田は和田惟政の首に賞金を懸け、翌日早朝に三千の兵を三隊に分け、高槻の一支城で高山ダリヨが右近とともに守衛していた郡山の辺境糠塚（現茨木市内）を攻撃した。高山父子は数百の手兵で数日間防戦したが衆寡敵せず、高槻にいた和田惟政の救援を求めた。和田惟政は精兵二〇〇を率いて、宣教師カプラルから贈られた緋ビロードを帽子の形にこしらえ金の紐をつけたものを兜の下に被って糠塚に向った。糠塚の手前数キロのところまで正面に一千の敵池田勢と遭遇、さらに山麓に伏せていた二千の兵に側面をつかれ、鉄砲の射撃をうけた。和田惟政自身も銃傷をうけ、ついに二〇〇の兵とともに戦死したのである。世にこれを白井河原の合戦という。惟政の甥茨木重朝も茨木城で敗死した。和田惟政の長子で一八才になる惟長は五〇〇の兵を率いて後に続いていたが、和田惟政が奇襲されたのを救い得ず、高槻城に引きかえした。その時、惟政の敗死を聞いた軍兵で戦陣を離脱したものは多かったという。高山父子も高槻城に撤退し、これを守衛したのである。惟政の首

級は池田城下に持ち帰られ、和田領内の町や村は二日二夜にわたって放火・破壊され、池田の軍兵はひしひしと高槻城を囲んだ〔中世五五二〕。

河内三箇さへの地で和田惟政敗死の報に接したフロイスは、近江佐和山に陣していた織田信長のもとに、もと琵琶法師であった弟子ロレンソを急派し、事態を通告した。幕府は三淵藤英を出陣させて高槻城を援けようとし、信長は九月九日に佐久間信盛を派遣して高槻の包囲を解くように池田に交渉させる一方、二十四日には明智光秀が一千の兵を率いて高槻城の救援にむかい、ようやく池田勢は退いたのである〔中世五五三〕。

和田惟政のあとには惟長が継いだ。元龜二年十二月二十日には神峰山寺に対して寺領・山林・被官などを安堵し〔中世五五四〕、翌三年二月三日には本山寺境内の竹木を伐りとることを禁止するという軍中禁制を発している〔中世五五五〕。この惟長はなお若年であったため叔父の和田主膳惟増が後見にあたっており、元龜二年十二月二十日の惟長の神峰山寺安堵にあたっては、和田惟増が添状をしている〔中世五五五〕。しかし凡庸な和田惟長は後見の叔父惟増を殺害して、自ら墓穴を掘ることになるのである。

第二節 高山氏と高槻

高山庄と 元龜四（一五七三）年三月、高槻城内において一大異変が起こった。城主和田惟長は家臣の高山氏筆頭高山飛騨守の子彦五郎（のち友禪、通称右近）とわたりあって深手を負い、城を脱出して伏見まで逃げたが、そこで傷癒えずして死亡した〔中世五五八・五五九・五五〇〕。惟長にかわって高山飛騨守が高槻城主と

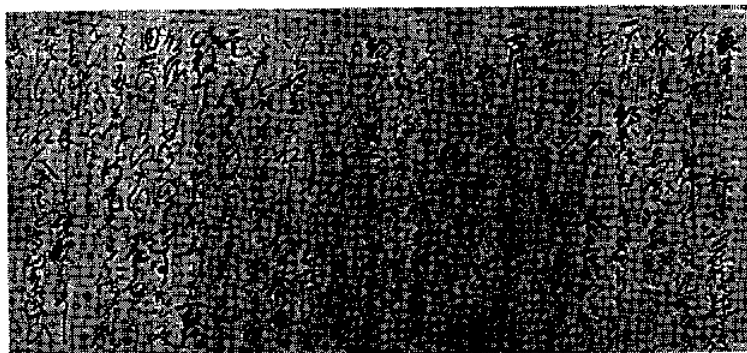
なったのである。この事件はのちにくわしくみるとして、まず高山氏の出自からみていこう。

高山一族は一五世紀中葉に摂津国高山庄（現能勢郡東能勢村）の土



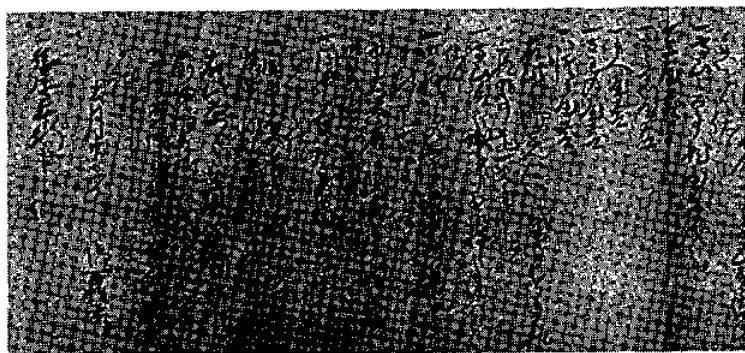
写227 高山庄全景（豊能郡能勢町高山）

豪として頭角をあらわし、在地支配と年貢収奪をめぐる領家職をもつ浄土寺門跡や地頭職をもつ勝尾寺と争いをくりかえし〔中世一九〕、やがて守護代ともくされる長塩備前守を請人として高山庄地頭代官職を得〔中世三八〕、しだいに在地支配を強化し

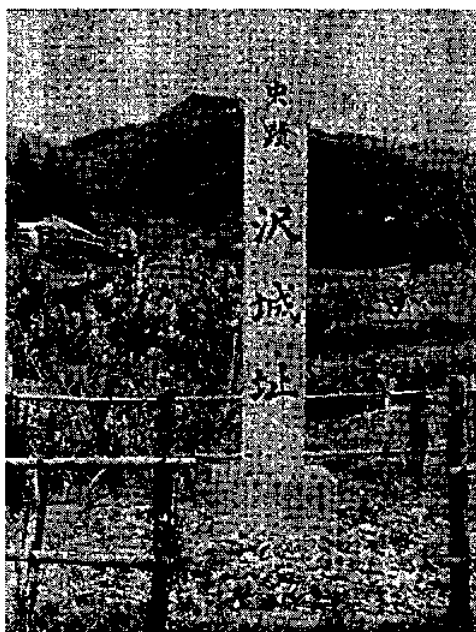


申状（勝尾寺文書）

ていった。しかし彼の在地支配は、農民の人身的支配、神事興行権の掌握とそれを名目とした恣意的な夫役、軍夫役の新規徴発、農民屋敷の押領、農民田畠の勘落など、中世在地領主のもつむきだしの恣意的な人身的支配であったから、小経営の獲得・拡大を志向しつつあった在地農民との敵対的な矛盾を激化させ、十六世紀のはじめには農民の大反撃にあった。高山庄の「御百姓衆」の名において「高山殿之職事^(述)御持候事、めいわく候」と勝尾寺へ訴えられたのである^(中世)。「三三七」。まさに高山氏が勝尾寺と争って年貢を抑留した時には、少なくとも高山氏が在地百姓の反勝尾寺の態度^(中世)「一九七」を支援し、高山氏も百姓の支持をつかむことによって勝尾寺と争うことができたのであろう。そのころの百姓の上級領主に対する闘争は、このような在地領主を通してしかなしえなかったものであり、下級領主の上級領主に対する反逆が、時には百姓に通ずる一面があり、それがために百姓をして在地領主を支援させたのである。高山氏の場合も当初はそのような百姓の支持のもとにのしあがって来たものであろう。しかし、ひとたび在地領主がその枠を越え、荘園支配機構の末端におさまって搾取階級としてその馬脚をあらわせば、すぐにも右のような反撃



写228 高山庄百姓



写229 大和沢城跡（奈良県宇陀郡橿原町）

に移るのである。高山庄百姓衆申状の末尾は「執達如件」で終っており、自らを「御百姓衆」と名のるな
ど、彼らの強い姿勢がうかがえる。この「御百姓」といういい方はこの時期にしばしばみられたものである。
〔中世四五〕。こうした百姓衆の反撃をチャンスとみた勝尾寺は、幕府の力を借りて地頭代官職の権限を極端に縮
少していくことに成功するが〔中世二二一〕〔三六三〕〔二七四〕〔二八一〕〔文〕、これは高山氏のような在地土豪を代官
にして痛い目にあつた勝尾寺側の措置と考えられる。しかし百姓衆の訴えが「高山殿之職事を御持候事、めい
わく仕」り〔前備後殿様之御代之ことく、各々御百姓衆へ仰〕せつけてほしい、という所にあつたのである

上つてしまい、彼らの圧力によって失脚したとみるべきであろう。高山氏はこのような農民の大きな抵抗にあいつつも、約半世紀の間は在来の支配的地位を保っていたようであるが、それでもなお農民の圧力に抗しきれなかったのであろうか、新天地を外に求めていった。まもなく高山氏は松永彈正久秀の配下に属し、大和国宇陀郡沢城(現奈良県宇陀郡榛原町)の城主としてあらわれ、戦国大名機構の一端に入りこむのである。

* 宮川満「戦国大名の領主制」(清水盛光・金田雄次編『封建国家の権力構造』)には次のように述べられている。「東寺領丹波国大山荘では、鎌倉時代の百姓の起請文・申状にはすべて『百姓等』、『御荘百姓』などあって、農民が自らを御荘・御領の百姓と意識していたことがわかるが、室町時代にはいと、一四〇七(応永二四)年の奉行所宛の百姓文書には、すべて『御百姓』、『御百姓等』などとあって、新たに農民自身が自分に『御』の字をつけ出したことがわかる。この『御百姓』の意味は、荘園領主を崇拜するためではなく、むしろ逆に、われわれは荘園領主や恣意的な守護勢力の専横農民ではなく、より大きな、より高所にたつ国の農民、公の農民であるという自覚の反映と考えるのが妥当なようである。」

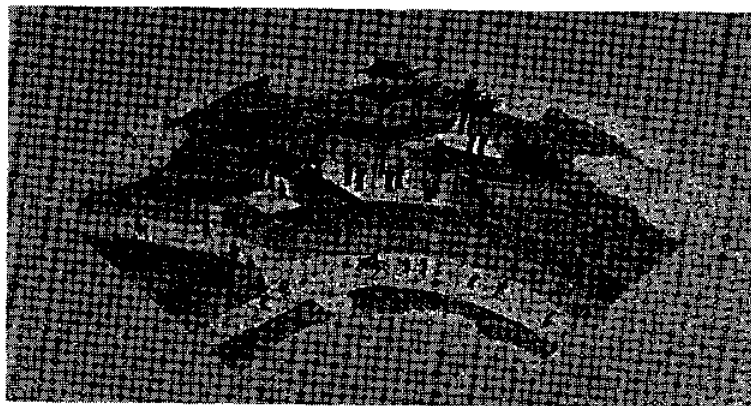
沢城主から 高山飛騨守が沢城主になったのは、永禄元(一五五八)年松永久秀によって前城主沢氏(沢芥川城主へ 盛明カ)が追放され、その後久秀から与えられたためである。^{*}『フロイス』。この時飛騨守は三〇

才台のなかばであった。また、子彦五郎はこのころ五才前後であるが、父に従って沢城に來たか、生地高山庄に残っていたかはわからない。永禄六年飛騨守は奈良でキリスト教の洗礼を受け、ダリオという靈名を名のった。子彦五郎が洗礼を受け、ジュストの靈名をもらったのはその翌年である。ところが同八年三好三人衆と松永久秀の争いに沢城もまきこまれ、やがて三好軍の手によって沢城は落城、高山氏は郷里高山にのがれた。永禄十一(一五六八)年織田信長が入京するや、久秀は信長に服した。同年信長の摂津平定とともに信長は摂津を伊丹親興・池田勝正・和田惟政三名の治めるところとし^{〔中世四九九〕}、惟政に芥川城が与えられたことは前節にみたとおりである。

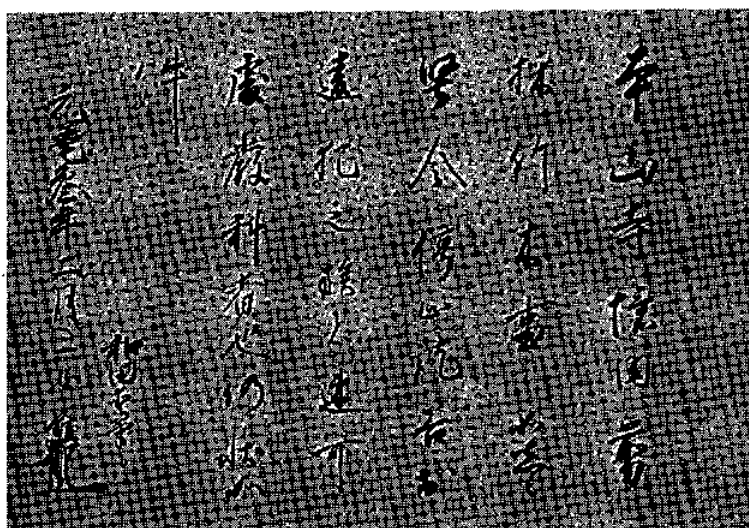
この芥川城主和田の重臣として高山飛騨守が現われる。これよりさき永禄七年和田惟政が上京した時に、高山飛騨守は彼を教会(雨宝寺)に伴って司祭と会っており、その後惟政は沢城にいた飛騨守に宛てて、説教を聞きたいので司祭を送ってほしい旨の書状を送ったこともある^{〔中世五五一・フ〕}。また、フロイスは高山飛騨

守を和田惟政の親友ともみている〔中世五五二〕。このようなことから飛騨守と惟政はすでに親しい知己の間柄であった。信長入京の年の秋、京都に進撃する和田惟政軍の中に高山飛騨守が姿を見せていることから、この時すでに飛騨守は惟政の家臣となっていたともみられる〔松田毅一「近世初期日本。久秀の信長へ関係南蛮史料の研究」〕。久秀の信長への投降によってかつて久秀配下だった高山氏も自動的に信長配下となったともみられるが、いずれにせよ高山氏は永禄十一年には和田惟政の家臣となり、再び戦国武将として世に現れた。翌年正月の三好党の本圀寺襲撃事件で三好党に味方した高槻城主入江氏が没落すると、惟政は高槻城をも与えられたため、芥川城を高山飛騨守に預けた。その年三月、フロイスが堺から上京の途中芥川城で歓待を受けたが、その時フロイスは飛騨守を芥川城主と呼んでいる〔中世五〇・フ。摂津から出たかつての国人土豪が再び摂津に返り咲き、城持ちの戦国大名として大きく飛躍したのである。〕

＊ 松田毅一氏は高山飛騨守が沢城主となった時期について、『足利季世記』の記事に永禄三年十一月下旬摂津衆をひきつれた松



写230 南蛮寺扇面（神戸市立南蛮美術館）

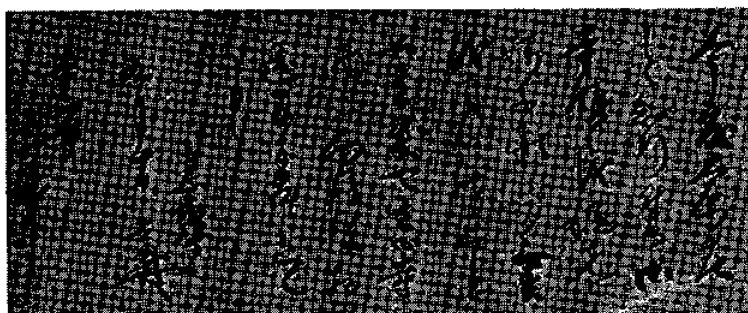


写231 和田惟長禁制（本山寺文書）

永久秀によって大和沢城が陥落し、久秀は大和一国を支配したとある点から、その頃から飛騨守が沢城を預ることになったのであらうとみている（松田毅一 前掲書）。なお、本市史で利用するフロイス『日本史』の訳については松田毅一氏の手をわずらわした。

高槻城のク 元龜二（一五七二）年八月の白井河原一デター 合戦で大敗を喫しながら落城だけになった惟長（愛菊）と、家臣の中でも重きをなしていた高山飛騨守・彦五郎（のち右近）父子らとの間に対立が生じ、遂に元龜四（一五七三）年三月彦五郎によって城主惟長は城を追われ、かわって飛騨守が城主となった。

この異変についてはさまざまな見方がある。フロイスによれば、惟長の家臣たちが主君惟長を除こうとしたのに高山父子が同意しないため、逆に彼らは二人を恨み、惟長に対して高山父子を除くよう偽りの証言をもってそそのかした。やがて惟長はそのこ



写232 高山飛騨守大應禁制〔折紙〕（本山寺文書）

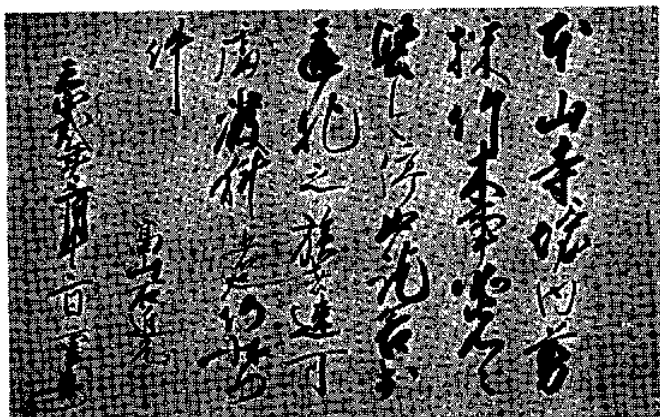
とばにだまされて高山父子を殺そうとしたので、惟長を主君としてたてていた高山父子もやむなく受けて立ったという『フロイス』。しかし、この事件の八日後の日付の書簡では「少なからず驚かるべき他の不思議なる事件起りたり」と報じ、はじめはフロイスもこの事件を理解に苦しむ事件と受けとっていたようである〔五六〇〕。この書簡によれば事件のあらましはつぎのようである。高山父子を除こうとの計画を高山氏に密告するものがあり、高山氏は惟長の敵荒木村重に相談したところ、村重はもしそうならば殺される前に惟長を殺せ、兵士を以て援助しようといい、惟長のもつ収入米二万包を与える旨の書付まで渡したという。そこで高山父子らは腹心の部下一四、五人とともに城に入り、惟長とその腹心一五、六人に対した。しばらくは惟長と彦五郎二人だけで話し合いをもったが、そのうち取っ組み合い、切り合いとなった。その音を聞いた双方の部下は入り乱れて暗闘の乱闘となり、相互に死傷者を出し、城内には火災が発生した。彦五郎も惟長も深手を負ったが、惟長らは城を脱出して三洲藤英のいる伏見の城まで逃れ、さらに生國近江甲賀へ逃れようとしたが傷が癒えず、それがもとで四、五日後に伏見で死亡した。この事件の火災のため、城内は槽二カ所と小塔一カ所を残すだけとなった。翌四月の

フロイス書簡では「タリヨ高山殿は今高槻の城の主将」と報じている〔中世五六〇〕。

同じ事件を『陰徳太平記』は次のように記している。和田惟長は白井河原合戦後荒木村重に服していたが、やがて逆心を持つようになった。そこで惟長の家臣右近（彦五郎）が村重に使を送って惟長逆心の旨を述べ、惟長の所領すべてを与えてくれるなら自分が惟長を討とうと申し出た。村重が惟長の逆心の真否を確かめたと、ころ明らかだったので、高山の望みにまかせると返事した。右近は喜んで兄弟そのほかのもの五人ばかりで高槻城天主に忍び上って惟長を討とうとしたが、惟長も父惟政に劣らぬ心得者だったからうけてたち、散々に切り結んだ。右近は傷をうけ、惟長も深手を負ったが、惟長の郎等たちがかけつけたので右近たちはほうほうのていで逃げ帰った。これを聞いた村重が援軍を出し、高槻城内に攻め入ったので、惟長よく応戦したが多勢に無勢でせんかたなく京都へ逃げのび、手傷がなおらずほどなく死んだ〔中世五五八〕。

右近が主君和田惟長の敵荒木村重に通じて、所領を得んがために主君を討ったということは、キリシタンの行為として考えると疑問がもたれる。フロイスも最初はまことに不可解な事件だと思ったのであろう。模範的なキリシタン大名高山右近もこの時二〇才になるかならぬかの血氣盛んな青年武将だった。その行動はこの期にみられる下剋上の風潮と何らかわるところはない。

もっとも、この事件の背景には、その当時決定的となった織田信長・將軍義昭の不和であったとみるむきもある。すなわち摂津においては信長派の荒木氏と義昭派の和田氏の対立が激化し、荒木氏が和田氏の家臣高山氏に働きかけ、高山氏も信長のキリシタン保護を期待して信長支持派にまわったとみられるのである〔源老道「高山右近」〕。



写233 高山右近允重出禁制（本山寺文書）

高槻城主 右近はこの事件でうけた重傷の治療にしばらく
高山氏 専念したであらう。フロイスによれば、右近は

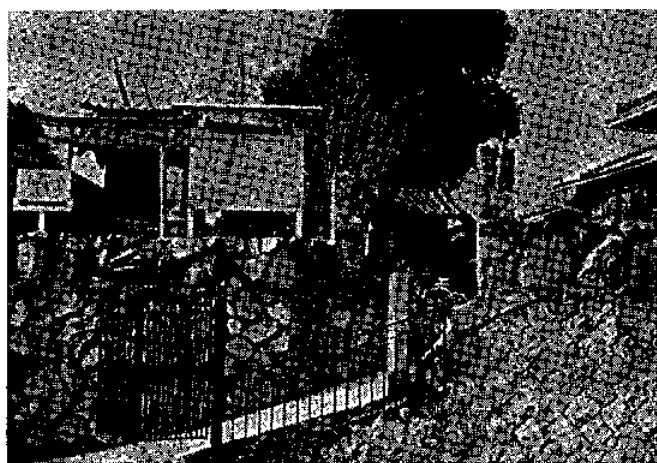
暗闇の中で、自分の部下から間違って一撃をくい、ほとんど頭の半分を切りつけられ、出血多量で瀕死の重傷だったという『フロイス』。高山飛騨守が高槻城主となったが、彼はすでに五〇才を越え、戦争でうけた多数の傷でしばしば病氣となったので、やがて城主の地位を右近に譲った『中世』。傷の癒えた右近は遅くともその年の八月末には高槻城主となった『経記』。しかし次項にみる天正六（一五七八）年の荒木村重の信長に対する反逆の場合には、「今や城主として統轄しているダリヨ」『フロイス』とあって、高山父子は交替で城主をつとめたか、あるいは時には飛騨守が城主となることがあったのかもしれない。

従来の高山右近像は、キリスト教宣教師の記す史料によれば模範的キリシタン大名として、思慮深く、慈悲深く、温厚にして勇敢なる名君であり、仏教徒側の記す史料によると極悪非道の暴君として描かれる。この地域には右近の寺社焼討の伝説が多いが、これは幕藩体制の確立過程でキリシタンが弾圧されたのちに作られたと思われるものが多い。所詮は高山氏も、この期の平均的封建領主であった。

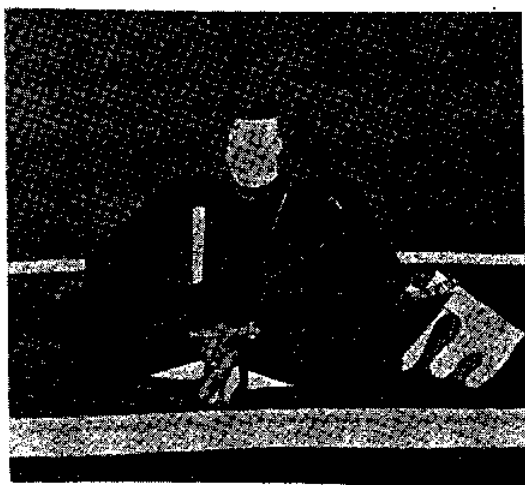
封建領主なら誰しも考えたであろう行動をとった。高山飛騨守は本山寺に寺領保護を与えており〔中世五十六〕、右近も本山寺・安岡寺などに寺領保護を〔中世五十六・五十七〕、真宗教行寺の寺内町富田に対しても、保護を目的とした旋を出している〔天坊寺〕。また右近は現茨木市北部の五個庄百姓宛にも「忍頂寺領の諸年貢は以前のごとく寺に納めよ」と命じ、忍頂寺を保護している〔「寿命院文書」東京大〕。したがって高山右近は、よくいわれるような狂信的キリシタンとして画一的に異教徒を排撃したのではなく、当時の戦国大名一般にみられるように、寺領保護や在地の土豪をひきつける施策をとることによって、領主支配の安定をはからうとしたのである。

* 東京大学史料編纂所影写本では「寿命院文書」となっているが、忍頂寺内に寿泉院の存在したことは確認できない。おそらく現在も残る寿命院の間違ひと思われる。すでに明治以来「寿泉院文書」の名が通称されているが、ここでは「寿命院文書」とする。なお『茨木市史』でも「寿命院文書」としている。

荒木村重の 高槻城主高山右近にとって最初の危機と試
反 逆 練は、天正六（一五七八）年十一月にやってきた。その前月下旬信長の家臣で摂津国主であり、右近にと



写234 伊丹有岡城本丸跡（兵庫県伊丹市伊丹本町）



写235 織田信長画像（神戸市立南宮美術館蔵）

信長に敵対するのだという風評がたち、そこで村重は急ぎ安土へ身に覚えのないことをあかしに行こうとしたという。しかしこの時すでに村重の心の中には、のちの明智光秀のように信長の家臣としてはたして安泰かという不安があり、また義昭が身を寄せている毛利の優勢に眼をうばわれていたとも思われる。

『立入左京入道隆佐記』によれば、村重が安土におもむくべく茨木城まで来た所、従弟中川清秀（茨木城主）に安土に行けば殺されるようなものだ、摂津へむかえうって戦うべしと勧められ、それももつとだと考え

って目上の同盟者になる荒木村重が、本願寺や毛利と結んで信長に反逆したのである〔中世五七二五七三五四五〕。村重は信長家臣の中では新参者ということであまり重視されなかった。何かあるとかく風評がたてられ、信長家臣の中ではいつも批判される立場にあったようである。この年七月にも、毛利の大軍に囲まれた播州上月城の救援に羽柴秀吉らとあたっていたが、不成功のまま上月城を見殺しにし、「荒木弓はりまの方へ押しよせているもいられず引くもひかれず」という狂歌を書かれたという〔徳太〕。同じ不成功の非難も秀吉にはゆかず村重にきた。

この十月も村重配下の中川清秀軍の中に籠城中の本願寺へ米を提供するものがあつたらしく、そのため村重は

有岡（伊丹）城へ引かえし、配下の大名を集めて会議を開いたところ、高山右近一人が信長の恩を説いて反逆に反対したが、それ以外の全員が清秀案に賛成して信長と戦うことになったという〔中世五七二〕。

『陰徳太平記』では、村重は有岡を出発して山崎まで来てから配下大名に相談したところ、右近も含めて異口同音に「先日一旦陳謝したのはいいが、信長の近臣には村重に恨みを持つものが多いから危険である。

帰城して毛利と同盟する方がよい」との意見を出し、信長と戦うことになったという〔中世五七三〕。

フロイスの『日本史』では右近はこの協議には招かれなかったことになっている。それでも右近は信長の恩義を述べて、信長に弓矢をひくことは道理にはずれた行為であるとして村重を説得し、再度右近を含めた協議が有岡城で開かれたが、道理ある右近の説得に誰一人反駁できなかったにもかかわらず、右近の意見は孤立しておしきられてしまった。

『信長公記』では、荒木村重逆心の注進が方々からくるので、信長は松井友閑・明智光秀らを二度にわたって村重のところへ派遣して糺したところ、村重は少しも逆心のない旨答えたが、母を人質にして出仕せよとの命令には応じなかったとある。

右近は村重の行動に反対ではあったが、姉妹の一人と息子の人質として村重に出し、ともに信長と戦うことを約した。毛利ならびに本願寺攻略のため大切な地盤であった摂津を失うことは、信長にとって苦境におちいることである。本願寺包圍作戦のさなかであるだけに信長はあわてた。松井友閑らを村重のもとに送って翻意をうながし〔細川家文書〕、さらに翌月三日には明智光秀・羽柴秀吉ら重臣を派遣して慰留につとめたが、よい結果はえられなかった〔信長公記〕。村重の慰留に失敗すると、宮廷に毛利・本願寺との講和の斡旋を依

頼する一方〔立入文書「奥野高木(織田)」「信長文書の研究」下、所収〕、荒木陣営に分裂のくさびをうちこむため、高山・中川ら東撰の大名に必死の工作を試みた。十一月九日から十日にかけて高槻城・茨木城を包囲する態勢をとり、信長自身は安満に陣どった。そのころ信長は摂津上牧郷に乱暴狼藉・放火・竹木伐採を禁じた禁制を出している〔鳥丸家「文書」〕。右近に対しては、キリスト教宣教師たちを召寄せて、彼らを通じて右近の寝返りを説得させようとした。多くの宣教師を捕えて拘禁した上、もし右近が請けなければキリスト教を断絶させるぞと脅迫もした。この時高槻説得の中心となって奔走したのはオルガンティーノ司祭である〔フロイス「日本史」・「正増補日本西教史」〕。信長のこれまでのやり口からしてキリスト教の大弾圧をやりかねない気配であった。右近には、人質として出している妹（あるいは姉）と息子のこと、これまで自ら弘めてきた多くのキシタンのこと、高槻城主としての責任、信長と荒木あるいは毛利など全体の力関係の情勢判断、などいろいろのことが考えられて悶々としたであろうが、遂に「小鳥を殺して大鳥を助けることだ」と決意し、肉親二人の見殺しを覚悟で信長に投降した〔三世・五七四〕。フロイスによれば、この時右近は信長の部下となって村重と戦うつもりはなく、すでに髪を切り世を捨てて教会のしもべになるつもりだったが、佐久間信盛・木下藤吉郎（羽柴秀吉）らの強い説得で武将の道に留ったという〔「フロイス「日本史」」・「カリヤン書簡」〕。ところが父飛騨守はそれをいさぎよしとしなかったためか、あるいは村重のもとに人質となっている娘と孫のためか、有岡城へ走った〔中世・五七四〕。右近は十一月十六日、郡山（現茨木市）に移っていた信長のもとに参上した。信長は非常に喜んで着ていた小袖と秘蔵の馬を右近に与え、芥川郡を所領安堵した〔中世・五七四〕。二十四日には隣の茨木城主中川清秀も古田左助（重然）の説得で投降し、喜んだ信長は二十六日に清秀と右近ならびにそれぞれの家臣に賞金を与えている〔信長「公記」〕。高槻・茨木の投降がはつきりする



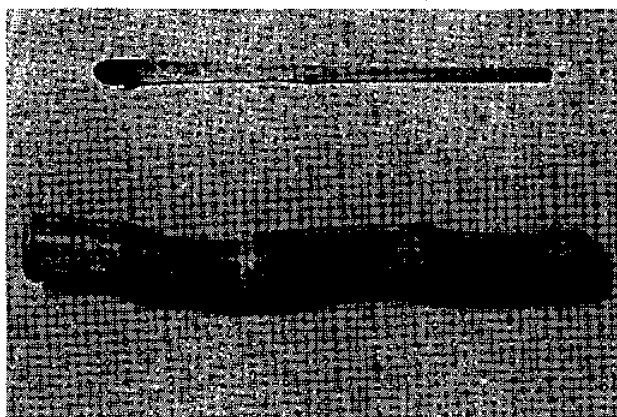
図194 荒木村重花押（庵安寺文書）

と、信長はさきに宮廷に依頼し、勅使の出発が天候不順でのびのびになっていた讒和をあつさり中止してしまった（『立入宗維文書』「奥野高広」編）。それほど高山氏の高槻、中川氏の茨木の立場は大きかったのである。かくして右近は信長の家臣として、昨日の主君荒木村重と戦うことになった。

荒木村重の 戦いは長期戦となり、右近は十二月には一津屋（現摂津市）に、翌年四月には伊丹近辺の深敗 北 田（場所未詳）に陣している（『信長公記』）。その間高槻城は大津伝十郎や牧村長兵衛（利貞）・生駒市

左衛門（吉二）ら八名の信長麾下の武将がつめて守備している（『信長公記』）。このうち大津伝十郎は右近に信長への投降を勧誘した使者の一人であるが、高槻城につめている三月に病死してしまった（『中世五七四』）。同年九月二日、村重はひそかに有岡城をぬけて尼崎へ逃れた（『信長公記』）。同十二日に右近は尼崎の七松に築いた砦を清秀ら

と守っている（『中世五七四』）。十一月十九日には最後まで有岡城を死守していた荒木久左衛門が遂に妻子らを人質として開城し、尼崎の村重に降伏を説得しに走った。村重は頑として降伏をうけ入れなかったため、信長は人質のうち女房一二二人をはりつけにし、それを鉄砲で打ち殺したり、槍・長刀で刺し殺した。女たちの一度に悲しみ叫ぶ声は天にも響くばかりであったという。若党ら五一〇余人は家四軒に押しこめ、草



写236 高山右近愛用の茶杓（芦屋市・篠翠美術館蔵）

を積んで焼き殺した。荒木一類のもの三〇余人は京都まで連行され、市中を車に乗せてひきまわされた上、六条河原で処刑された（信長公記）。村重のもとに走り、結果的に信長に敵対した高山飛騨守は、信長の腹にすえかねたようであるが、右近のこともあってか処刑はまぬがれ、越前の柴田氏のもとに預けられた（中世五七、四・五八二）。

村重にとって杖にも柱にも頼りにしていた右近・清秀の寝返りは、全く思いのほかであった。敗戦あきらかとなった村重は、兵庫から船に乗り、毛利を頼って芸州へ逃れたらしい（陰徳太）。永禄十一（一五六八）年、信長の摂津制圧とともに摂津支配を委ねられた池田勝正・和田惟政・伊丹親興の三人は、いずれも荒木村重の手にかかっておとし入れられたわけだが、当の村重が摂津を追われたのである。一族を信長の残酷きわまる処刑にさらしてわが身一人脱出亡命した村重は、各地を点々としてのち秀吉にひろわれ（中世六二五、荒木略記）、茶の湯をもって仕えた。入道して道義と称し、利休七哲の内にかぞえられた（桑田忠親、千利休）。

かくて高山右近は高槻城を安堵され（中世五七二、五七三）、安土城下に屋敷を与えられた（中世五八〇）。天正十（一五八二）年

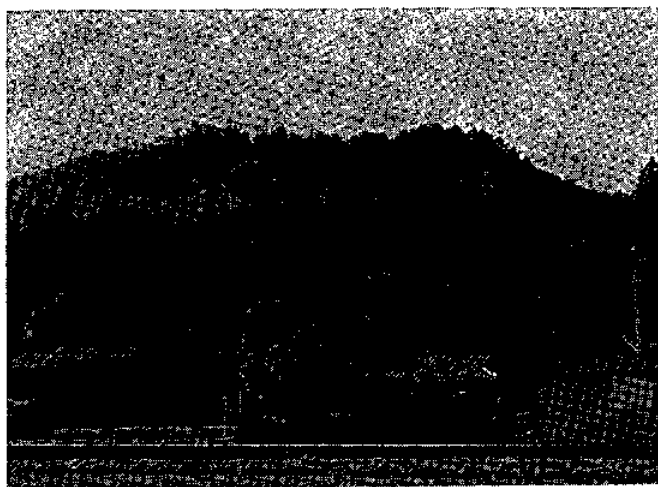


写真237 田能城跡といわれる榎田の城山

信長の死に至るまで、信長家臣の有力メンバーとして各地に転戦したのである〔中世五八八など〕。

* 高槻城主高山右近も利休七哲の一人として名高い。『津田宗及茶湯日記』によると、彼が高槻城主であった天正五

(一五七七)年十二月、右近二四才のころ、すでに一庵の茶人として名をあらわしているが、南坊と号し茶人高山右近の名を高からしめたのは、高槻を離れて以後のことである。

榎田近辺の 摂津地域に荒木氏が勢力をはっていた状況 況 ろの丹波のようすはよくわかっていな

い。信長の入京とともにいちはおうは平定された形になってはいたものの、守護一色氏の丹波守護代内藤氏が亀山(のも亀岡)城に在城し、内藤の家老安村次郎右衛門らは、信長の約束不履行をにくんでなかなか従わなかったようである〔高柳光秀、明智光秀〕。その影響などもあって、地域的な土豪の反抗があったのではないかと思われる。そのころ田能には山城があったという〔市史〕。天正三(一五七五)年五月より信長の命によって明智光秀の丹波攻略がはじまるが、信長はこれに先立って同年三月長岡(細川)藤孝に丹波国船井・桑田両郡の土豪を服属させるよう命

じ、同年九月には両郡を藤孝に宛行っている〔寛政重修諸家譜〕。現在は高槻市にはいる榎田地域も、その時藤孝の支配するところとなったであろう。八上城を中心に丹波各地に勢威をはっていた波多野秀治は、同年一旦は明智光秀に服属しながら、翌四年に背いて抗戦し、戦いは一進一退をしながら七年なかばまで続いた。その間同五年には藤孝は亀山城をはじめとする丹波の諸城をおとし、翌六年には光秀・藤孝らは丹波国内の一揆退治に力を入れている〔寛政重修諸家譜〕。波多野の籠る八上城攻略は、光秀による波多野家臣買収作戦が成功し、安土に送られた波多野秀治は信長によって処刑された〔信長公記〕。荒木村重の没落と同年である。翌八年藤孝は丹後に移り、亀山城は光秀の居城の一つとなった。同十年本能寺の変の時、光秀の出発地となったのはこの亀山城である。このようなわけで榎田近辺も光秀の支配するところとなったであろう。

第三節 キリスト教と高槻

キリスト教 ヨーロッパにおける反宗教改革運動の一環として東洋へ進出したイエズス会は、インド・東の伝来 インド諸島を中心に伝導を展開していたが、たまたま鹿児島出身の日本青年ヤジロウ（アンジロウ）に会ったイエズス会士フランシスコ・シャヴィエルは日本布教を思いたち、天文十八（一五四九）年七月鹿児島に上陸した。シャヴィエルは「まず日本上層部を教化して一挙に全国に影響力を及ぼす」との布教方針のもとに、室町幕府の許可を得るため京都にのぼった。しかし、容易にその目的は達成できず、わずかに大内・大友ら西国大名の保護のもとに山口・豊後府内など中国・九州地方への布教にとどまり、滞在二年余



写238 マリア十五文義図〔部分〕（京都大学文学部陳列館蔵）

にして離日した。そのあとシャヴィエルの遺志を継いだトルレスが日本布教長として来日し、山口を根拠地として再び布教をはじめたが、毛利氏の支配にかわって教会は離散し、豊後府内に本拠を移した。トルレスは永禄二（一五五九）年ヴィレラとロレンソを京都に巡遣し、シャヴィエル以来の布教方針の実現をはかろうとした。同年末ヴィレラらは將軍義輝に謁し、翌年布教許可の御札を得て京都を中心に信者も増加しはじめた「ヴィレラ書簡」¹⁾。しかしなんとといっても京都は仏教界の中心地であり、仏僧らの反対運動は日ごとに激しさを加えた。布教に危険を感じた宣教師らは永禄六（一五六三）年シャヴィエル以来なじみのあった豪商日比屋了珪（了庵）の庇護のもとに泉州堺へ移った（「ヴィレラ書簡」²⁾「フェルナン・デス書簡」³⁾「フロイス」⁴⁾「日本史」⁵⁾）。

宣教師らが堺に退いても延暦寺を中心とする仏教側の攻撃はやまなかった。彼らは当時の政治的実力者で熱心な法華信徒であった松永久秀を利用しつつ、キリスト教弾圧の計画を進めていった（「フェルナン・デス書簡」⁶⁾）。これら

の先頭にたつて宣教師の放逐と教会の破壊を企てたのは松永配下の結城忠正・高山飛騨守、公家の清原枝賢らであった。彼らは宣教師と宗論をたたかわせてとつちめ、理論的にキリスト教を破綻させてその根絶をはかるうとした。すでに畿内地方にかなりのキリシタンがいる以上、宣教師の理論的破綻がキリスト教絶滅のため、換言すれば仏教擁護のために最もてつとり早いと考えたからである。一方キリスト教側にとつてもこの宗論は日本の支配層を説得し、畿内宗教界における布教権を得るために、ひいては都の実力者松永久秀を味方につけるために、避けるべからざるチャンスでもあった。しかし、それまでのいきさつから察して宣教師をおびきよせてだまし討ちにする危険もなしとしかかった。そこで、とりあえず日本人修道士のロレンソを派遣し、様子を見てヴィレラ自身が赴くことにした。こうしてロレンソは奈良を訪れ、結城・高山・清原らと宗論をたたかわすことになったのである〔フェルナンデス書簡〕・〔ヴィレラ書簡〕・フロイス〔日本史〕。

高山父子の 奈良における会合では、はじめ結城忠正・清原枝賢の二人がロレンソと議論をたたかわせた入 信 が、忠正らはしだいにキリスト教の教義に興味を示し、遂には敬服するにいたり、堺からヴィレラを迎えてさらに教理を聴聞したのち洗礼をうけた



図195 高山飛騨守大庵花押
(本山寺文書)

〔ヴィレラ書簡〕。キリスト教を好ましく思っていないから高山飛騨守は、二人の突然の改宗を知って、久秀から他国派遣の命令が出ていたにもかかわらず、出発したふりをして奈良に潜み、二日二晩宗論をたたかわせた。飛騨守は自分の意見を頑強に主張していたが、次第にキリ

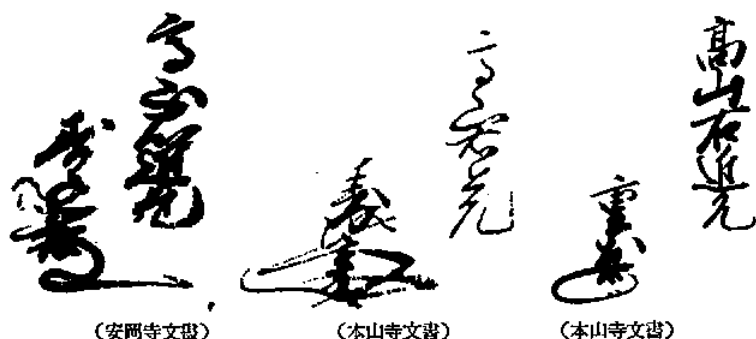
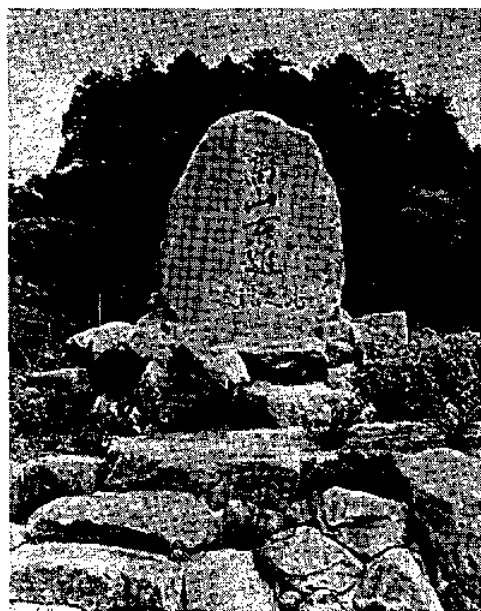


図196 高山右近允ジュスト花押

スト教の教理に感銘し、すすんで洗礼をうけ、ダリオ(大庵)の霊名を授けられた「フロイス」。永禄六(一五六三)年七月のことである。奈良における結城・清原・高山の宗改は大きな波紋をよび、それを契機に、キリスト教は畿内に影響力をもちはじめ、各地で大規模な改宗や、教会の設立が行なわれた。

奈良から沢城に帰った高山ダリオは、自分の家族や兵士に説教を聞かせるために、翌年ロレンソを招いた。城内に教会が設けられ、ロレンソの説教が数日続いた。ダリオは前年洗礼をうけたばかりであったにもかかわらず、彼のキリスト教に対する熱意はヨーロッパの古いキリスト教徒かと思われるほど旺盛であった。数日後、ロレンソの説教を多くの人々が理解できたとき、一五〇人が一挙に洗礼を受けたという。その中にはマリヤという霊名を与えられたダリオの妻、彼の息子、娘たちがいた。のち有名な世界的キリスト教徒に成長する彦五郎(のち右近)もこの時受洗したのである。ジュスト(重出・寿須・寿子)の霊名をうけた。彦五郎わずか一才のころである。年端もいかぬ少年期のことであるから、信仰一徹な父の勧めに従っただけのことで、教理を理解した上での入信とは考えられない。のちフロイスも「彼(右近)は子供の時にキリシタンに



写239 高山右近受洗の地（奈良県榛原町）

リオを喜ばせたという『フロイス』。ダリオはまた、すでに他家に嫁いでいた姉妹に対して、家族ぐるみの洗礼を授けようとしてロレンソに赴いてもらった『フロイス』。縁戚にあたる余野（豊能郡東能勢村）のクロン（クロンダン）殿のもとへもロレンソをやり、彼は四日そこに留って一族五三名を改宗させ、さらに修道士ダミアンがクロン殿の家臣六、七〇名に止々呂美で説教して改宗させたという『フロイス』。

* 「ローマ・イエズス会文書」によると、その時の様子は次のようである。「この突然の改宗（結城と清原）を知って、誰しも一方ならず驚いたが、就中我等の飛騨殿（飛騨守）の驚愕は一方ならぬものがあつた。しかし彼は、バアデレ

なっていたので、デウスのことに就いては両親の信仰に生きていくということの外は知らない有様であつた」と述べている『フロイス』。ダリオのキリスト教に対する熱心さは城内にとどまらなかった。近くの十市城主石橋氏に勧め、その家族、家臣に洗礼をうけさせた『フロイス』。また郷里高山に残っていた年若い母のために、彼はロレンソを伴って高山に赴き、説教をきかせた。この老婦人はサン・ジアンの霊名を授けられ、残り少なかった生涯を敬虔なクリシタンとしてすごし、ダ

やイルマンの活動に止めをさすのは容易なことに信じてゐた。彼は最初、彼等を嘲笑し、長い間宗論を闘はせ、悪意を以て己が意見を頑強に主張してゐたが、終には打負かされて説服されたことを白状し、大いなる喜びを以て、彼自ら洗礼を受けたのみならず、直ぐさまバアデレを沢城に同伴し、妻、息子、娘達、親族及び彼の屋方の武士達約百人を信仰に導き、彼等に洗礼を授けさせるに至った」(『ヨハネス・ラウレス』高山右近の生涯—日本初期基督教史「所引」)。これに對しラウレス氏はこの記事が「一六二五年の年報であり、他にも多くの不正確な点のあることを指摘し、「イルマン・ロレンソの訪問に際し、高山、結城、清原が奈良に居合せたこと、高山は三人の中で先づ最初に、キリシタン宗門の真理を認め、キリシタンになることを欲し、他の二人に勧めて同様の決心を固めさせるに至った。ヴィレラが四十日後奈良に赴いた際には、先づ二人の吟味役にだけ逢ひ、法を授けて彼等に洗礼を授けた。この時、偶々奈良に來た高山はその報らせを聞き、法を聴くために、二月間奈良に滞在し、遂に洗礼を受けた」(同上書)としている。一五七六年のフロイス書簡によれば、この時まさきにキリシタンとなつたのは高山飛騨守であり、ついで他の二人もその家族と共にキリシタンとなつたという(中世 五六九)。

* クロン(クロンダン)殿は多くの場合「黒田」氏があてられる。しかし松田毅一氏は余野(現大阪府豊能郡東能勢村)に黒田姓がないことから疑問を出し、クロン殿の可能性もあるとする(松田毅一「近世初期日本關係南蠻史料の研究」)。他に「藏人」も考えられ、現在の所確定しがたい。

和田惟政と 高山ダリオの友人に戦国の雄として親密だった和田惟政がいた。彼は近江甲賀(現滋賀県甲賀キリスト教 郡)の土豪出身で幕府の供衆をつとめていた。ダリオは彼にも働きかけた。前節にもみたとおり、惟政が永禄七(一五六四)年上京の折に、ダリオは彼を伴つて教会(南蛮寺)を訪れ、約一時間余りの間説教を聴聞した。惟政はこれが機縁となつてキリスト教に理解を示し、洗礼こそ受けなかったが生涯を通じて強力なキリシタン擁護者となつた(中世 五二二)。のち信長と宣教師の橋渡しをしたのも彼であつたし、ま



写240 和田惟政供養塔（茨木市五日市）

た高槻が高山氏の影響でキリシタン布教の一大中心地となった前提として、キリスト教に理解の深い和田惟政がまず高槻の領主であったこともあるといえよう。彼は宣教師の便宜のため、高山ダリオに先んじて高槻城内外に会堂を建てようとさえした〔中世五二〕。このような惟政の行為は周囲を驚かせ、不平をまねいたほどである〔中世五二〕。

これほどの人物であったから、宣教師たちが目をつけたことはいうまでもない。惟政に対して、しばしば洗礼を受けるよう勧めていたが、彼自身が多忙のためいつも機会を逸していた。さきにもみたとおり、高山ダリオと京都で説教を聞いた翌永禄八（一五六五）年に、彼はデウスの事を聴いてキリシタンになりたいから宣教師をよこしてほしいと高山ダリオに依頼したことがある。それにこたえて修道士ダミアンが惟政のもとに派遣されたが、その時惟政は、將軍義輝殺害事件の余波で一乗院に幽閉されたままになっていた義輝の弟覚慶（のち將軍義昭）の脱出を助けて自分の郷里である近江甲賀へ案内するため奔走中で、そのためダミアンは惟政に会えずじまいであった〔中世五五二〕。また元亀元（一五七〇）年ルイス・フロイスがロレンソとともに高槻を訪れた時、惟政は城内の奥まった部屋に導き入

れ、妻子とともに説教を聞いた。二時間ばかりの聴聞ののち、いよいよ受洗を決意したが、さらに教理を根本的に理解したいとして、フロイスの帰洛後ロレンソを相手に聴聞を続けた。ところが四日ばかり続いたところ、帷政は出陣しなければならなくなり、またまた受洗の機会を逸したのである〔フロイス書簡「下」フ〕。

こうしてキリシタンに好意を寄せ、教理についても他人に説明できるほどの理解に達していた帷政ではあったが、教理についての完璧な理解ののちに受洗したいとの希望を持っていたがために受洗がのびのびになり、ついに洗礼を受けないまま、たまたま元亀二（一五七二）年八月の白井河原合戦で戦死してしまったのである。宣教師たちは帷政が洗礼をうけないまま他界したことを非常に残念がった〔中世「五四七」〕。フロイスはその書簡で次のように述べている。「総督和田殿の逝去が、如何に我等にとって苦痛であり、切に悲歎に（尋れ）しめたかは、容易に述べるを得ない。そして、とりわけ我等が彼に就いて最も心を痛めるのは、彼が、我等が切願していたように、聖なる洗礼を受けることによって獲得すべき我等の主キリストの御受難の功德に与らなかつたことである」〔フロイス書簡「下」フ〕。

* 高山の末裔と称する新志龍吉氏の『家譜』に、高山の祖先が近江国甲賀郡高山村に祖先伝来の城を築き、それ以来高山を名乗るに至つたとあることから、ラウレス氏は高山ダリオと和田帷政は遠縁にあつたのであらうと推定する〔ラウレス前掲書〕。またイエズス会の古い史学者たちは彼らを真実の兄弟と見なす誤謬を犯したという〔同上書〕。たとえば『日本西教史』にも「兄和田殿、弟ダリオ」の記述がみられる〔中世「五四七」〕。フロイスのように二人の間を単なる親友とみる〔中世「五五二」〕のが最も妥当であらう。

高山父子の 前節でみたように、高山飛騨守ダリオは永禄十一（一五六八）年より和田帷政に属し、翌年に成 長 は芥川城主となつた。彼の高槻におけるキリシタン活動はこのときよりはじまる。同年初め



写241 高槻カトリック教会の右近像

運搬のため天神馬場で待機していたダリオの一行に迎えられたが、折からの雨で芥川城にさらに一泊した。その夜の歓迎宴でダリオはその場に居合わせた人たちに、フロイスをさしおいて宣教師に劣らぬほどの熱っぽさをもってデウスのことを語りかかせたという〔中世五二〇〕。

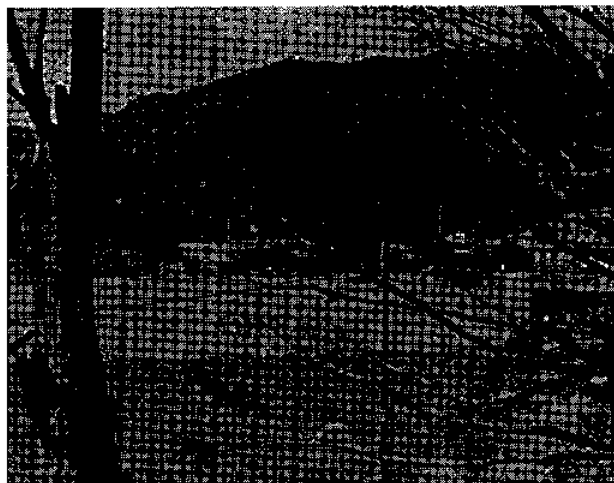
こうしたキリスト教にとってよいムードも、元亀二（一五七二）年の惟政の戦死で一時薄れたらしい。フロイスらは惟政の一子惟長を訪問してはいるけれども、あまり歓迎されたふうはない〔中世五六〇〕。第三代日本布教長フランシスコ・カブラルは元亀三（一五七三）年五畿内を巡察した時、淀川べりで右近の出迎えをうけ、

堺にいたフロイスは、信長と三好三人衆との争いが堺の町に飛火するや、海路尼崎にのがれ、さらに「高山殿の山中」（おそらく高山氏の郷里高山）にまでのがれた〔フロイス〕。信長軍によって堺が鎮圧されると、ダリオは和田惟政と語りあってフロイスをいったん堺に呼びもどし、ついで京都に召還するべく奔走し、信長の承認をとりつけるため、フロイスらは京都にむかった〔中世五〇五、五〇六〕。一行は途中、富田の旅宿に一泊、翌日警護と荷物

高槻に入って惟長・惟増らと会って鑒心をうけている。

しかし彼自身の日本人蔑視の強圧的態度から考えても儀礼的歓迎にとどまったであろう。むしろ、惟政戦死ののち「我等がその地（高槻）に入る希望はなかったが、人々が全く考えていなかった折、——当時は単なる一武士であった——ジュスト右近殿が上記高槻領の主となり」〔中世六一四〕、ほっとしたというところではなかったのか。

高山ダリオの高槻における本格的なキリシタン布教活動は、子右近による高槻城乗っとり事件後しばらくして、城主の地位を右近に譲ってからのことであろう。彼は「世俗の用務を通れ彼並に隣人の救の事を悟りて楽しまんと決心」〔中世五六九〕し、キリシタン布教に専念したのである。右近の本格的な信仰生活も高槻城主となったそのころからである。かの高槻城乗っとり事件は、宣教師たちも驚いたように、キリシタンとしては誠に不可解な事件であり、彼が名目的なキリシタンであったにせよ、真実信仰の生活にまだはいっていなかったがためとも考えられる。もし、そうとすればこの事件で瀕死の重傷を負い、生死の境をさまよったことが、彼の精神

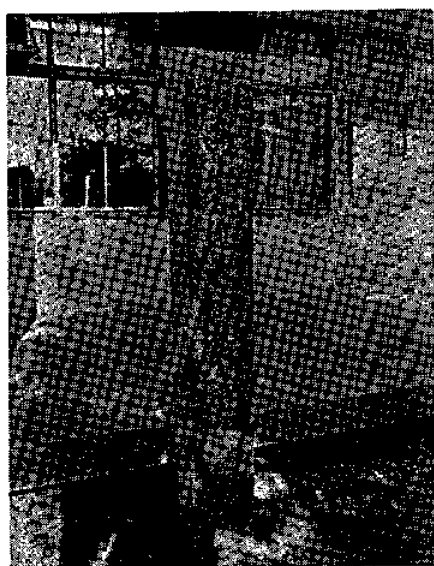


写242 能勢郡余野城跡（豊能郡東能勢村余野）

上の変革をもたらす転機になったといえる。彼にとって現実的に「死」というものに直面し、これまで理屈の上で聞いていた死に打克つキリストの教えというものを、はじめて自分自身の問題として真剣に考えたのではなからうか。傷が癒えて城主となったとき、彼の本格的なクリシタン大名としての生活がはじまったのである。このことはこの高槻城乗っとり事件（右近二〇才のころ）における右近の行動と、のちの荒木村重反逆事件（右近二五才のころ）における右近の苦悩と行動を比較すれば、右近の精神的成長ぶりをみることが出来る。思慮深く道理に服するといわれた父ダリオでさえ気が動転したかのような行動をとった中で、右近は苦しみぬきながら冷静に、慎重に、巨視的見地にたって対処し、天主に背かず、信長にも荒木にも背かず、俗世を去り、聖なる道に身を投じようとした（『カリヤン書簡』ラウレス『高山右近の』。一見、無責任にもみえる彼の行動の中に、世俗的地位も栄光も捨て、恥辱をも甘んじて受け、自己を全く天主にゆだねてしまう信仰的、精神的に鍛練された態度をみることが出来る。

右近が結婚したのは彼が本格的なクリシタン大名として出発した天正初年のころである。相手は余野のクロン殿の長女で、結婚当時まだ一三、四才であった（『フロイス』）。彼女の父クロン殿は洗礼ののちまもなく病死し、母は長い未亡人生活の中で周囲の圧力のためやむなくクリシタン信仰を捨てていた。そういう母のもとで育った彼女であるけれども、右近との結婚によって母の許を離れるや、義父や夫の影響もあって、拔群のクリシタン妻として生活したといわれる（『フロイス』）。

高槻の天正二（一五七四）年高槻にはじめて本格的な教会が建った。ダリオは四百クルザード（『フロイス』では三百ク）以上の経費を使い、神社（『日本史』）のあった便利な場所を選定し、新しい良材を選んで



写243 高山右近天主教会堂跡

大きな木造の会堂を建てた。区域は現在のところ確定しがたいが、現在の市民会館横のあたりといわれている。会堂の傍らに司祭や修道士が来た際に宿泊すべき館を建て、そこには石と樹木を組みあわせた日本風の庭園を設けた。会堂の周囲にも広い庭を造り、周囲には美しい緑樹を植え、その大樹に調和して三つの階段をもつ大きな十字架を建てた。十字架の周囲には雛菊・薔薇・百合など各種の花を植え、その背後には魚の遊ぶ池を設けて遠くから水を引いた。

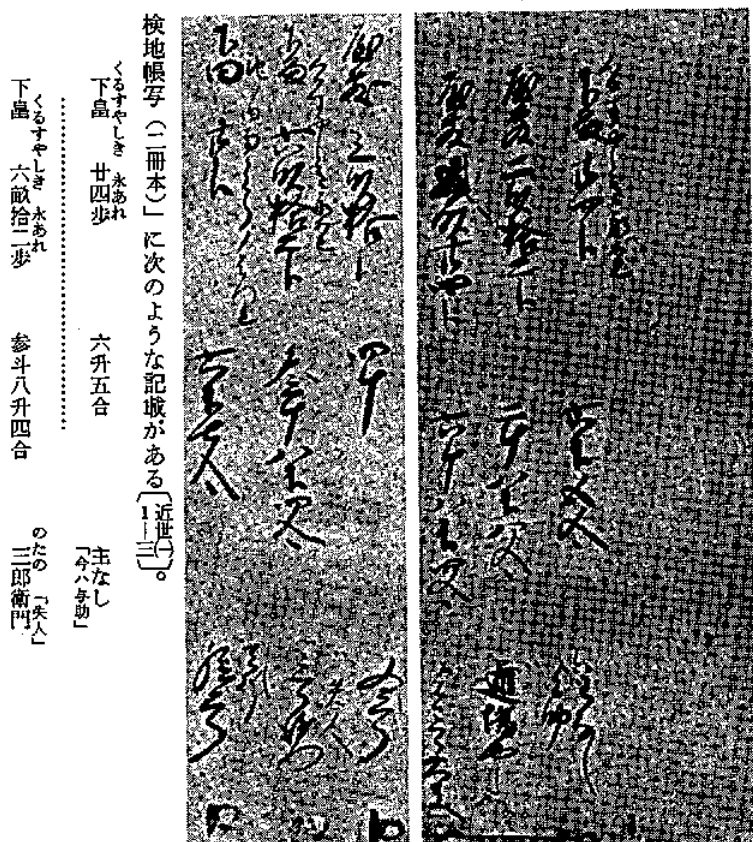
ダリオは教会が完成し最初のミサが捧げられた時、床上に平伏して歓喜の涙を流しながら、「地上における私の希望はすでに達せられましたから、主の御意志に従っていつでも主の御許にお召しください」と述べたという〔中世 五・九・フ。ロイス『日本史』〕。

ダリオは毎年四名の教会委員（組頭）を置き、改宗の世話、貧者の訪問、告解や葬儀の準備、各地からの来客の応待などの業務に携わらせた。彼自身も教会委員となり、率先指導した〔同上〕。これは「切支丹教理書」という慈悲の所作を実践するものであり、貧者には衣服を与え、のぞみどおり何日でも食事を与えて厚遇したという。当時は戦乱の世の中のことであるからしばしば未亡人・孤児を生みだしたが、この人たちにも同

情をよせ、再婚の世話をするなど徹底して保護した。このことは当時の日本の習慣としては稀なこととしてフロイスは特記している〔同上〕。また、当時の風習として葬儀の棺を扱ったり墓を掘るのはワイジリス〔聖〕と呼ばれる人びとの仕事とされていたが、ある二人の貧者が死亡した時、ダリオと右近父子はそのワイジリスに代わって二人で棺をかつぎ、居合わせた一同をびくりさせた。領主が名もない貧民に敬意を払うというこの主君の行為を見て、武士たちは競って埋葬の穴を掘り、貴婦人たちも手に手に土を持って死者の穴に投じ、それからというものは武士たちが身分・貧富の別なく埋葬に際して援助するのが習慣になったという〔同上〕。封建社会にあって、自ら封建的特権意識を放棄し、人格平等の思想を身をもって示したことになる。

高槻に教会が建てられ、ダリオや右近のキリシタン教化活動が活発化するにつれ、信者は加速度的に増大し、天正七（一五七九）年には領内の信者八千余人に達した〔中世五七七〕。この年ダリオは信長によって越前に配流されたのであるが、それでも翌八年には信者は一万四千人に増加した〔中世五八二〕。そのうち三千人はその年信者となったもので、さらに六、七千人の受洗志願者がいた〔同上〕。巡察師ヴァリニアーノを迎えて高槻で盛大な復活祭を催した天正九年には、領内二万五千人のうち一万八千人がすでに信者になっており、貴族および武士はすべてキリシタンであった〔中世五八七〕。その年受洗したものは二千五百人で、さらに洗礼を受ける者は毎日絶えなかったという〔同上〕。右近が明石へ移封される直前の天正十三（一五八五）年でさえ、受洗者は年間三千人を越えたといわれる〔中世六二九〕。

領内の教会と 信者の増加にともない、高槻の教会だけではまにあうはずはなく、領内各所に教会が建てられ、セミナリオ された。天正九年までに少なくとも二〇以上の教会が領内に設置されていた〔中世六四四、六四六〕。



写244 「くるすやしき」の条（東天川村検地帳二冊本）

これらの多くは寺院が
変貌したものであり、
天正十四（一五八六）年
までに六〇余人の僧が
キリシタンとなってい
る〔中世〕。これは右近
による寺院破壊という
よりも、住民のほとん
どが改宗すれば、寺院
自体が無用のものに化
していったからとみる
べきであろう。

「文禄三年東天川村

検地帳写（二冊本）に次のような記載がある〔近世〕。

くるすやしき 永あれ
下畠 廿四歩

六升五合

主なし
「今ハ手助」

くるすやしき 永あれ
下畠 六畝拾二歩

参斗八升四合

のたの「矢人」
三郎衛門

この二カ所の地は、高槻城下から東へ約二キロメートル離れた野田の集落のあたりである。前者はもと教会らしきものがあつた場所が、キリシタン弾圧で「主なし」となつてしまい、やがて与助なる人物が買ひとつたものであらう。ちなみに与助は文禄三年には一町八反余の田畑を耕作していた上層農民である。後者はおそらく教会のあつた場所で、三郎衛門なる人物はキリシタンであつたかもしれない。それが露見したためか、あるいは別の理由であつたかはさだかでないが、文禄三年直後に失踪したらしい。三郎衛門の名が出るのはこの一筆のみである。野田のような一小集落にも教会があつたということとは、高槻領内全体にかなりの教会のあつたことを示唆する。このほか右近の領内であつた茨木市山間部や高山地方に「くるす」「くるす谷」「だいうす」など、キリシタンに関係する地名が残っている。

これらのことは高山氏の領内におけるキリスト教の浸透ぶりを示しているが、単に信者の増加と教会の普及のみでなく、教理の教育も重視されていた。天正十一（一五八三）年に、ある司祭が高槻の修道士ビセンテと共に山間部のキリシタンを訪問して約一カ月滞在したが、教理についてこれ以上教えることがない程よく教えられていたという〔中世六二七〕。教理研究の中心となつたのはセミナリオである。本能寺の変に関連して安土のセミナリオが焼失したが、右近はそのかわりに高槻城にセミナリオを移転・再建し、信長によって越前に配流されていたダリオが高槻に帰り、右近とともにセミナリオを管理した〔中世五九七、九・六二七〕。セミナリオの生徒は天正十一（一五八三）年の頃で三二名、うち一二、三名は一七、八才の秀才であつたという〔上同〕。セミナリオはしだいに良好な成績をあげ〔中世六二九〕、修道士不足の時にはこの高槻セミナリオから応援が出された〔中世六二九〕。このような信者や教会の増加、セミナリオの充実などにより、高槻は京都・大坂・堺と並ぶ近畿地方のキリ



写245 フランシスコ・シャビエル画像
(神戸市立南蛮美術館所蔵、茂木市京家旧蔵)

スト教布教の拠点となり、それぞれ司祭が駐在した^{〔中世〕}〔六二九〕。

潜伏キリシタン 天正十三(一五八五)年あ
シタン たかもキリシタン王国の
観を呈していた高槻であるが、その年間
八月高山右近は明石へ移封された。その
後のキリシタン弾圧の中で、右近が領地
を没収され流浪の身となりマニラで
病死したことは周知のとおりである。

「領主または將軍といふよりは寧ろ修道士」^{〔中世〕}〔六二九〕、「わがイルマン(修道士)のうち何人も彼に勝った者はない」^{〔上同〕}とフロイスから評された右近が、これまたキリシタンの模範とされた父タリオとともに高槻を去ったということは、セミナリオが大坂に移されたこととともに、高槻のキリスト教に大きな影響を与えずにはおかなかった。

仏教を自己の支配下に置くことに成功した豊臣政権は島津服属によって天下がほぼ確実となった天正十五(一五八七)年、突然「伴天連追放令」と「キリシタン禁制」を発してキリスト教弾圧の第一歩をふみだした。個人的信仰までも禁じたものでなかったにせよ、はじめて公的にキリシタン教会に圧力をかけたものであ



写246 安満浄誓寺（市内安満北の町）

同八年に京都の一神父が右近の旧領を訪問した際、信者は異教徒の胸には棘の叢林中の薔薇のごとく輝いて見えたという（同上）。山間部にはかなりの信者が残っていたが、全体としては信者の数は確実に減少しつつあったのである。

り、各地の信者に影響を与えた。先にみた東天川村野田の「くるすやしき」が「主なし」となったり「失人（うしじん）」となったりするのも必然であった。おおっぴらな信仰がしだいにむずかしくなっていた。それでも一〇数年の間に培われてきた高槻の信仰の火はすぐには消えなかった。天正末年の高槻の様子について日本邪蘇会年報は「ある者なお宗門のために精進し、互いにその信仰を捨てぬことを誓い合ったのみならず、異端者との雑居を拒否した。そこで領主たちもその決心を見てあえて彼らを強いることもなかった。指導者としてジョアキノとロツコの二人がいた。」（松田毅一『近畿キリシタン史話所収』）と報じている。慶長五（一六〇〇）年一神父が高槻の山間に入りこんだ時も、その住民はすべてキリシタンで、未信者が彼らの中に入ることは許されなかったという（レオン・パジェス『日。本切支丹宗門史』）。

江戸幕府のキリシタン弾圧はより徹底したものであった。宣教師や信徒は見つけしだい火あぶり・水ぜめ・逆吊・斬首などの残酷刑に処された^{〔同上〕}。しかし厳しい禁制下にもかかわらず、おもに山間に潜伏し、あるいは偽装してキリシタンの信仰は続いた。高山氏旧領の茨木市の山間部で大正期に発見された「フランシスコ・シャヴィエル画像」をはじめとするおびただしいキリシタンの遺物はそれを物語っている^{〔くわしくは茨木市史を参照〕}。

昭和八（一九三三）年頃安満浄誓寺で発見された「キリシタン・カレンダリヨ（人見ボーロの曆）」^{〔中世〕}も従来潜伏キリシタンの文書として扱われることがあったが、近年それが偽作と断定された^{〔今井漢「パウロ人見文研究」会報文藝12〕}。松田毅一^{〔近世初期日本國関係南蛮史料の研究〕}「所引」も「もしそうだとすれば松田毅一氏も指摘するように「余程の専門家の偽作と謂わねばならない」^{〔同上〕}し、誰が、いつ、何のために作成したかが問題となる。内容は文禄三（一五九四）年正月一日から十二月二十六日までの信者会合の心算の体裁である。集まったものとして山城伏見の野口場留登路命、勝龍寺の修道士木村見化留、河内の阪場留登路命、枚方の鍵屋志門の個人名があげられているほか、砂（四条畷市）の衆、伏見の衆、勝龍寺の衆、近在の衆などが多数参会した旨記されている。また、真山寿安、池上登明、堀田平土路など一〇数名の名もあがっているが、うち真山、池上、堀田らは慶長八（一六〇三）年の京阪信徒代表二十六殉教者列聖請願書^{〔松田毅一「近世初期日本國関係南蛮史料の研究」所収〕}の連名の中にみられる姓と靈名に一致している。そのほか修道士泥伍^{〔泥伍〕}の西国下向の送別会とか、イエズス会（コンパニヤ派）以外の派に同調しないようにということを談合したとか、会合場所は弥左衛門寿庵宅であったが十一月末になって山村如庵宅へ移したとか、なかなか微に入り細にわたっている。



写247 苦悩の色濃い右近像（大阪南蛮文化館所蔵）

が矛盾せず、時には相互補完的であるとさえ思われたのである。高山氏の領主的側面については次々節に述べるが、ここで封建領主高山氏とキリスト教とのかかわりをみてみよう。

江戸時代初期にいたるまでの対外交渉の基調は、「貿易のために教会と妥協していく」統一権力側と、「貿易に助けられて布教を進める」という教会側の基調とが合体したものである。^{〔高瀬弘一郎「キリシタンと統一権力」『岩波講座「日本歴史」」9、昭和五〇年版所〕}。たしかに鉄砲をはじめとする物質的なもののみならず、シャヴィエル以来の天文学、アルメイダ以来

封建支配と 高槻におけるキリスト
キリスト教 教の盛況が高山飛騨

守・右近父子の宗教的熱情とすぐれた人間的素質におうところが大きかったことは以上にみたところであるが、そのことと封建領主としての立場がどのようにかかわるのであろうか。信仰をあくまで貫いたがために、最終的には封建領主たりえなくなり、世俗的意味では不遇に終わった彼らであるが、少なくとも天正中期までの彼らは封建領主であることとキリシタンであることと

の南蛮医学などの学問・科学技術なども含めて、当時の封建支配層にキリスト教のもたらすものが魅力を持たせたことは事実であろう。したがって集権的封建制が樹立され、キリシタン抑圧の方針が表面化し、実利的魅力を失った時、上層武士の多くは信仰的に冷却し、棄教していった。物質的・実利的というよりも精神的魅力から信仰の道に入った庶民が信仰を維持することは当然のこととしても、高山右近をはじめ幾人かの大名は、最終的には支配者たることを捨ててもキリスト教徒たることを選んだ。キリスト教の何が彼らをとらえたのであろうか。この点に関連して、海老沢有道氏はかつて日本武士道とキリシタン思想との交渉を考察し、「封建制の止揚に於いて、或は大義に殉ずる滅私的精神と誠心とが此の両者の共有する中心的生命である」とみた^{〔海老沢有道「武士道と切支丹との倫理思想」の交渉〕}。同氏「切支丹史の研究」^{〔所収〕}。たしかにこのような精神的魅力をキリシタン思想の中にみいだした武士は、高山右近を含めて多数いたであらう。

しかし領域的な封建支配が教権的支配とむすびつくことによって初めてその支配を貫徹することを考えると、高山右近を含めて若干の大名が教権的支配のためにキリスト教を選択したということもみのがせない^{〔藤谷俊雄「キリスト教と封建支配」『岩波講座日本歴史』9昭和三十八年版、所収〕}。すなわち、当時の在地領主が仏教信仰、とくに一向宗を支柱として農民支配を維持していたとしたら、戦国大名にとって直接耕作農民を把握するためにこの体系を一たん破壊する必要があったのである。坊主と年寄と長を門徒にすれば村をつかめるといったのは蓮如であり、戦国大名と対等にわたりあった一向一揆や本願寺の強さはここにあった。天正五（一五七七）年修道士ロレンソが高槻に來た時、右近が「重だちたるフィアクシヨ（百姓）を招き、彼らに説教を聴聞せしめ」たことをジョアン・フランシスコが報じている^{〔中世〕五六九}。「重だちたる百姓」有力農民を掌握することが農村を把握し、領国支配を

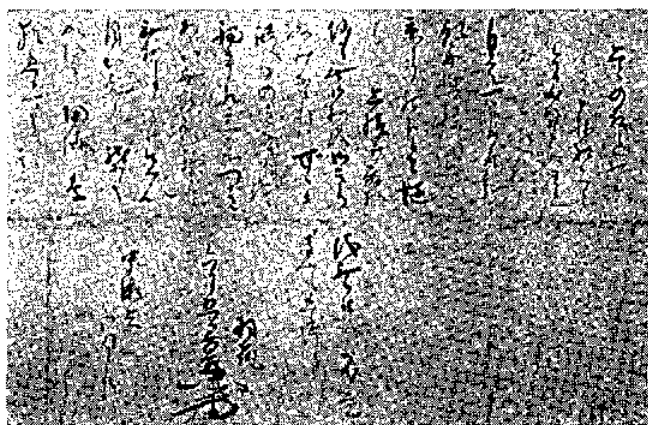
安定する道だったことを考えれば、領内に浸透していた一向宗に対抗して一元的領国支配を築くために、たまにキリスト教布教が有効な手段となったといえる。一時は全領民に「阿弥陀の宗派」(一向宗カ)を強制した〔中世五六九〕ことのある荒木村重でさえ、高槻城を訪ねた時、「一向宗と称する宗派の徒一同に、キリシタンとなることを命ずる一紙を与」〔フランシスコ書簡〕えたり、オルガンチノが謝意を表するために彼を訪ねた時、「領内の者悉くキリシタンとならんことを」欲し、自分も全力を尽すであろうと述べ〔同上書簡〕、そして、「其約束に背かずデウスの教を其国内に弘むる為め設備をなした」〔オルガンチノ書簡〕という。

ところが、領内のほとんどがキリシタンといわれるほどの盛況をみせると、さらに上の全国統一権力にとってはそうした状況がかったの一向一揆ないし本願寺王国の状況と同様に映ってくる。先にもみたように秀吉の全国統一がほぼ確立した段階でキリシタン弾圧の第一歩がふみだされたのである。ところが領域支配の過程でキリシタン信仰を自らたかめ深化させて来た高山右近の場合は、「ヒニューマニズムに徹することによって、期せずして自己の階級的立場を否定」〔藤谷俊雄前掲論文〕してしまったといえるであろう。

第四節 豊臣政権下の高槻

本能寺の変

天正十(一五八二)年五月なかば、毛利氏の先陣備中高松城を水攻めにしていた秀吉は、後詰めの毛利数万騎の大軍と対陣して、信長に再三援軍を求めた。そこで信長は明智光秀以下筒井順慶・池田恒興・中川清秀・高山右近らに秀吉を応援せよと命令し〔中世五八八〕、自ら嫡男信忠をつれて安



写248 豊臣秀吉書状〔折紙〕（梅林寺文書）

土城を出て京都に入り、宿所本能寺に留まった。ところが中国出陣と称して丹波亀山城を出発した明智軍は、六月二日の明け方に突然本能寺を襲って信長を自害させ、さらに二条城に居た信忠を囲んでこれも自殺させてしまった（『信長公記』・中世五九〇）。すぐ急使がとんで、三日夜遅くには信長死亡のニュースが秀吉の耳に入っている（『関原太』）。信長の京都到着より二、三日前すでに出発して西にむかっていた高山右近は、すぐ高槻にむかってひきかえす一方、秀吉に事件を知らせた。隣の茨木城主中川清秀も秀吉のもとへ事件を知らせているが、それに対する六月五日付の秀吉の返書が今に残されている（『梅林寺』）。それによると「信長父子はいずれもなんの障りもなく難をきりぬけて近江へ退いた、貴殿も油断なく注意されたい」とぬけぬけと嘘をつき、「われらは今帰りのつある」と述べている。この欺きの書状のねらいは、信長の生存をほめかして、明智の誘いにのつたらんたことになるぞと清秀に思わせるところにあったのであろう。高松における講和条件として四日切腹した高松城主清水宗治の首を塩漬けにして桶に入れ、「信長にお目にかかけよ」と使に持たせていることもあわせて、

まさに「敵を欺くにはまず味方を欺け」の孫子の兵法そのものである。高山右近に対しても清秀に対すると同じような内容の返書が出されたであろう。京都にむかう最前線としての摂津を、秀吉は是非とも確保したかったにちがいない。

「信長死す」の急使は西にむかってひっきりなしにとんでいるが、秀吉は毛利方に知られないために非常線を張って追いかえし、明智から毛利方への使者は切って捨て、信長の死を自軍にさへひた隠しに隠して毛利と講和を結び、五日午前二時ごろには高松を出発し、昼夜兼行の強行軍で姫路城にひきあげた。あまりの強行軍なので、秀吉自身が籠に乗っては正体もなく眠りこけ、馬に乗ってもたわいもない居眠りで四、五回も落馬するありさまだったという^{〔高松城攻め之物語〕}。真偽のほどは別としても、光秀に先をこされた秀吉がいかにあわてていたかは想像できよう。

明智方からの高槻に対する働きかけはずっと遅れた。光秀は右近が当然自分に味方するであろうと計算していたきらいもある。彼は変の直後に高槻に対して「少しも心配せず依然城を守るべし」と伝えたほどであり、右近の留守を守る高槻城では時宜に適した返答をしたので、光秀はますます安心したようである^{〔中世五九四・五九六〕}。フロイスが「明智が盲目であって直ちに同国の諸城を占領させなかったことはその滅亡の因となった」^{〔中世六〇四〕}と伝えているように、光秀は安土城を乗っとり近江をおさえることに懸命で、諸大名に手をうちだしたのはようやく京都にひきあげた九日ごろからだっただけらしい。右近に対しては宣教師オルガンティーノを介して工作しようとしたが、オルガンティーノはたとえ光秀が宣教師たちを十字架にかけることがあっても、光秀には加担しないようにと、右近に書状で勧めている^{〔中世五九四・五九六〕}。秀吉の諸大名

方を誓ったが、秀吉は「無道者の光秀と御同心はあるまじく候。幼少の子ども達、はや／＼城へ御戻し候へ」と人質は問題にできなかったという〔川角太閤記〕。もっとも一説には清秀の妹婿でこれまでも関係深かった古田景安（重然）を通して、秀吉が清秀に人質を要求したところ、清秀は立服しながらも家老の子を差し出したと



写249 天王山頂上より山崎を望む（山崎合戦地）

工作の方が一步も二歩も先んじていたのである。

信長の死亡が伝えられると、各地で殺人・掠奪・強奪が横行し、まるで地獄全体が開放されたかのようだ、たった一人の人間のためにこれほど多数の諸国が転覆するばかりの騒動を演じ動揺を来たすということは驚くべきことだ、とフロイスは記している〔フロイス書簡〕。しかし高槻では全く対照的にそのようなことはおこらず、領民は自分たちの家を放置してまで自発的に武器を持ち、城主が留守である高槻城に集まって高槻防衛の態勢をとったという〔中世六〇四・フロイス日本史〕。

山崎合戦

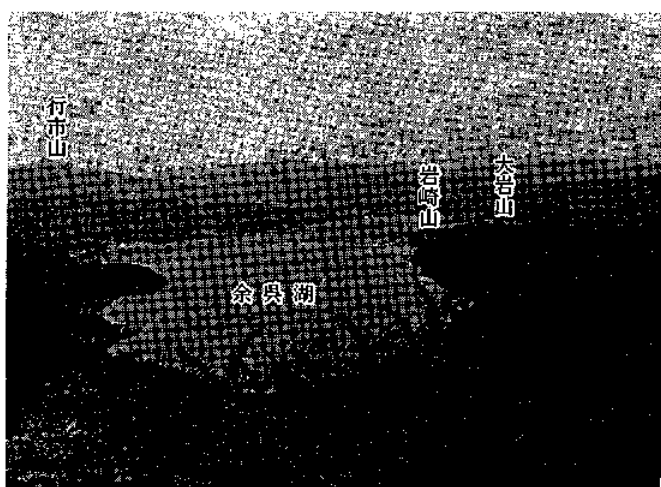
信長亡きあと後継者は誰か。光秀との決戦を急ぐ秀吉は破竹の勢いで東上し、六

月十一日には尼崎に到着した。高山右近・中川清秀らは尼崎におもむき、それぞれ子女を人質にたてて秀吉に味

いう『烈公』。翌十二日作戦会議がもたれ、右近・清秀らはそれぞれ先陣を主張しあったが、敵陣に近い順だという『明語』。翌十二日の主張が通って、一番高山右近、二番中川清秀、三番池田信輝という先鋒隊が編成された。その夜のうちに富田から芥川・天神馬場・山崎にかけて陣がしかれ、翌日勝竜寺城を拠点として布陣する明智軍との間に山崎で戦端がひらかれた。高山隊は中央山崎の町に進出して宝寺南門を固め、中川隊は山の手に進出して天王山を占拠、池田隊は川の手淀川沿いに進出した。明智軍一万六千に對し、羽柴軍四万、うち高山隊は二千だったという『中世』^{五九}。フロイスの『日本史』では高山隊は一千余名であり、全体の数についても、『明智軍記』では明智軍一万八二〇〇余、羽柴軍二万七千余、『フロイス書簡』^{中世}〔六〇七〕では明智軍一万、羽柴軍二万余、『兼見卿記』でも羽柴軍二万余とさまざまである。激戦約二時間あまりののち、土気の上でも数の上でも圧倒した羽柴軍が勝利をしめ、夕刻には明智軍の本陣勝竜寺城を包囲した。しかし羽柴軍も高松城攻略以来の強行軍で、当日戦ったものも後から来たものもくたくたに疲れはてていたようである。勝竜寺城から講和の申し出があっても翌朝まで起きようとしなかったという^{中世}〔六〇四〕。敗色明らかな光秀は近江坂本にむけて敗走中に山城の小栗栖付近で農民の集団に襲われて命を断った^{豊後}〔一〕^{鹿太}〔一〕。

山崎合戦で勝利をしめた秀吉はさらに追い討ちをかけ、光秀の死亡がまだ不明であったので、翌十四日には高山右近・中川清秀らを丹波亀山城攻撃にやる一方^{中川}〔一〕、自ら三井寺（園城寺）に陣をとり、堀秀政に坂本城を攻めさせた^{秀吉}〔一〕^{兼見卿記}。百姓が拾ったという光秀の首はようやく十五日に本能寺へもたらされた。^{言経卿記}。その日のうちには秀吉の陣する三井寺に知らされたであろう。坂本城は安土城より急遽かけつけた光秀の家老明智秀満（赤平次・光春）が守っていた。「フロイス書簡」によれば、坂本城攻めの先頭は

飛騨守は、信長の死によって解放され、妻マリヲおよび二人の娘を伴って高槻へ帰ってきた『フロイス』。右近はふたたび彼の両親・姉妹と暮すことになったのである。



写250 賤ヶ嶽合戦地（余呉湖と岩崎・大岩山を望む）

高山右近の隊であり、秀満はそれを見て「高山右近殿ここに来れ」と叫び、沢山の黄金を窓から湖に投じ、婦女子を殺し塔に火を放ち、自ら切腹したという『フロイス日本』。右近は亀山城攻略に出かけており、これはフロイスの作為であろう。「今日山ニテ見レハ比叡山ノ東方大焼也ト申」と、坂本城落城のようすを興福寺英俊は伝えている『日記』。

明智を討った秀吉方の主だった諸大名は、同月二十七日尾張清洲城に集まり、信長の継嗣と遺領処分について協議した。このとき高山右近は高槻城を安堵された上、郷里高山の地である摂津能勢郡のうち三千石、近江佐久間分のうち千石、都合四千石を増された〔『家本文書』〕。かくして右近は秀吉配下の大名となり各地に転戦した〔『中世七・六〇八・六〇九・六二七・六二八など』〕。

信長によって越前柴田氏のもとに預けられていた高山

賤ヶ岳合戦

清洲会議ですでに冷い対立が表面化した柴田勝家と羽柴秀吉との関係は、遂に熱い対立へと発展した。翌天正十一（一五八三）年四月に賤ヶ岳において大決戦が行なわれたのである。〔中世六〇〕

八・六〇九・六
一・六〇七

この合戦に高山右近も一番手として参加し、岩崎山に砦を築いて柴田軍と対した。同月二十日柴田軍の佐久間盛政は、寝返って来た山路将監の情報にもとづいて、秀吉方で最も手薄とみられた中川清秀の陣どる大岩山を急襲した。清秀は勇敢に突撃して奮戦したが、敵の多勢の前にあえなく戦死した。〔重庵太〕

清秀が急襲をうけたとき、峰続きの岩崎山に陣どっていた右近がどういう行動をとったかについては、諸記録によって大きく異なる。『余吾庄合戦覚書』などでは右近の行動は極めて不評である。すなわち、賤ヶ岳の本城にいた桑山重晴が、中川・高山の両砦が急ごしらえて手薄なのをみて、本城へもどり合体して戦おうと誘ったところ、清秀は自分だけではないやだが高山も引きあげるといふなら承知しよう

と答え、右近は「要害はそれぞれの責任だから、こちらはこちらで防ぐ」と答えて合流しなかった。ところが清秀の大岩山砦が急襲されると、右近はわが方がまだ襲われてもいないのに羽柴秀長の陣どる田神（田上）山まで逃げてしまったというのである。「兎ニモ角



図197 中川清秀花押
（施安寺文書）

ニモ此度高山カ同シ出城ニ有ナカラ、清秀ヲ救ヘス、見殺シテ開城退去シタルハ、第一ニ應病ノ仕方、朋友ニ信ナキ効ン也」と記している。また『明良洪範』は、右近が此時の失態によって秀吉の怒りをかい加賀の前田氏に預けられたとまでいっているが〔中世六二〕、これはのちのキリシタン弾圧にまつわって改宗しない右近が前田氏にひきとられたことの勘違いであろう。

『中川家譜』では、右近は援軍を送りつつ一方では退却を勧告し、清秀がききいれないのであきらめて木ノ本へむけて敗走したとある。『甫庵太閤記』・『豊臣記』・『豊鑑』・『新撰豊臣実録』などは、右近・清秀ともよく戦ったが、焼き討ちにあつて利あらず、右近・清秀とも退却したところ、清秀は再び切つて出て戦死し、右近は秀長のもとまで逃げのびたとする。

もっとも右近に好意的なのは宣教師の見方で、翌年一月二十日付「フロイス書簡」によると、敵一万五、六千に対し、清秀・右近の隊は二千、そこで二人は相談したが、清秀はこれまで連戦連勝で来たため圧倒的不利にもかかわらず戦うことを主張、戦術にあかるい右近は味方が少なすぎるのでこのまま戦うのは無謀として意見があわず、清秀は右近が卑怯といわれるのを期待してぬけがけに打って出てしまった。右近もよく奮戦したが利あらず、二、三の供をつれて囲みをやぶり、やっとの思いで奇跡的に長秀陣にたどりついた。清秀は戦死したが、この戦場で多く戦死したのは右近の兵士の方であったというのである〔中世六二七〕。

戦後右近が清秀の子秀政とともに旧領を安堵されていることから、最初の記事はあたらならない。佐久間盛政の大軍を迎え討ち、情勢不利と判断して直ちに長秀の陣まで後退したとみるしかないだろう。清秀の敗戦を出陣先の大垣で聞いた秀吉は軍を返し、二十一日佐久間軍を破り、二十三日には越前北庄へ逃げ帰った勝家

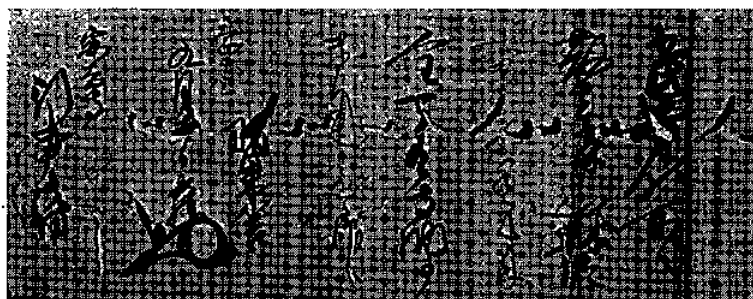
を囲んで自殺させた。

賤ヶ嶽合戦に際して高山飛騨守は微妙な立場にあった。数年にわたって柴田氏のもとに預けられていた彼は、はじめのころこそ監禁されたが、信長の怒りがやわらぐにつれてかなり自由な生活を送り、むしろ柴田氏のはからいで好遇をうけたといわれる〔中世五八五〕。こんなことで彼としては解放されて高槻に帰ったにせよ、積極的に柴田の敵として行動するわけにはいかなかったろうし、高槻に残って静止していたと思われる。秀吉にとって勝家がいるかぎり、信長の正当な後継者として振舞うにはいささかひけめもあったであろうから、彼との決戦は光秀とのそれにつぐ重大事であった。『多聞院日記』によると、捕えられた佐久間盛政が柴田の味方を白状したというが〔中世六一〇〕、自供をまつまでもなく柴田攻略にくみせず曖昧な態度をとったものにはいちおうの疑いの目をむけたのではなからうか。賤ヶ嶽合戦のかたがついたのち、五月十六日には人数を催し、飛騨守がいた高槻城へ押し寄せて圧力をかけた〔中世六一〇〕。高槻城は一時緊迫の色をみせたであろうが、飛騨守とて柴田の側に立って戦う気持まではなかったであらうし、秀吉とて部下右近の城を攻めるつもりも、右近の父をやっつけるまでの気もなく、牽制程度のものであったであらう。高槻はそのまま右近に安堵された。

豊臣直轄領

柴田勝家の滅亡によって、自他共に許す信長の後継者となった秀吉は、諸將に論功行賞を行なった。高山右近は旧領高槻を安堵され、中川清秀の子秀政も父の旧領茨木を安堵された。

他の諸大名がほとんど転封されているにもかかわらず、高槻・茨木がとりあえず旧領のまま安堵されたということは、秀吉がこの東摂地域をかなり重要視していたことを示している。そのころ秀吉は、右近の支配



写251 羽柴秀勝安堵状〔折紙〕（安岡寺文書）

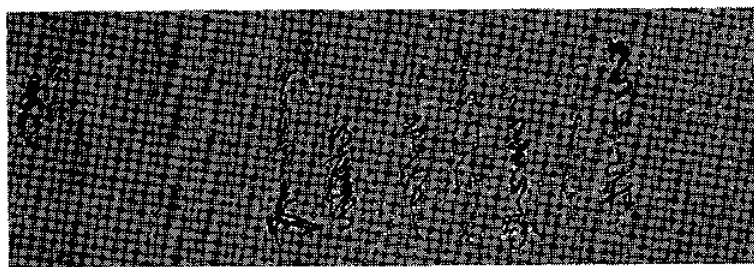
下と思われる富田や上牧、四ヶ庄（奈佐原・岡本・水室・土室・塚原）内の某寺領などに直接禁制や安堵状を下している〔中世六〇一六〕。

秀吉は柴田の滅亡の年に大坂城を築き、翌年には徳川家康と講和を結び、その翌年に紀州・四国を平定すると、積極的な近畿経営をはじめた。近畿経営が地につきはじめた天正十三（一五八五）年閏八月二十一日に秀吉は高山右近を播州明石へ、中川秀政を播州三木へ移した。こうして足かけ一三年続いた高山氏の高槻支配は終った。秀吉は摂津の大部分を直轄地とし、子飼の部将に若干ずつ知行を与えて膝もとを固めた。豊臣政権の基礎固めにおいて、摂津が重要な位置にあったことはいうまでもない。豊臣直轄地となつてより、高槻城へは秀次の実弟羽柴小吉秀勝がはいった。同年九月、秀勝は安岡寺に寺領安堵状を出し〔中世六三〇〕、富田の宿場には「無座無公事」をはじめとする町の保護を目的とした七カ条の掟を出している〔中世六三二〕。富田へは秀勝家老衆の連署添状も添えられている〔中世六三三〕。同年十二月、秀勝は秀吉の養子となっていた同名の於次秀勝の死去にともない、その遺領を与えられて丹波亀山城主となった。このあと高槻へ誰が派遣されてきたか未詳であるが、『天正年中大名帳』の「天正十八年諸家領地」によると「摂津高槻 合高一万石 河尻肥前守」

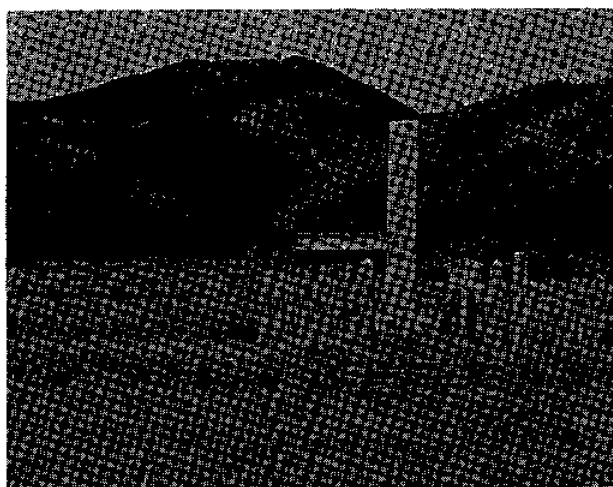
となっており、そのころ河尻秀長が在城していたのかもしれない〔大日本
 づぎに文禄二（一五九三）年十二月には豊臣代官吉田修理亮勝治が靈松寺に
 対して山内の中に茶園を開いてもよい、自分が代官の間は保証するという
 意味の書状を出しており〔近世〕、また、それより先天正二十年、芥川・高
 槻・古曾部・上田辺四カ村の水論の請状が「此御意御請申候様子、修理様
 江被仰上可被下候」〔真上区〕と述べていることからして吉田勝治が羽柴秀勝
 のあとをすぐうけたかどうかは別としても、天正末から文禄のころ依然と
 して直轄地であり、秀吉の代官が高槻に滞在していたのである。

文禄四（一五九五）年新庄駿河守直頼が高槻へ移された。そのころ直頼は
 秀吉御伽衆の一人である〔太閤さま軍記のう〕。彼はその年十二月富田の宿場
 に対して、先の秀勝の掟を裏付けるかのように「諸式之儀、従来之有来次
 第」と従来のしきたりを認めている〔清水家文書「天坊」
 九七）年一月には、靈松寺に対して寺廻り山林の儀については先の代官衆
 の墨付の趣は変らぬことを伝えている〔豊松寺〕。翌慶長三年八月、秀吉は
 波瀾と栄光の生涯を閉じたが、新庄直頼は高槻城主としてそのまま秀頼に
 仕えた。

一方亀岡地方では光秀の滅亡後、信長の第四子で秀吉の養子となってい



写252 新庄直頼書状〔折紙〕（靈松寺文書）



写253 関ヶ原合戦地（岐阜県不破郡関ヶ原町）

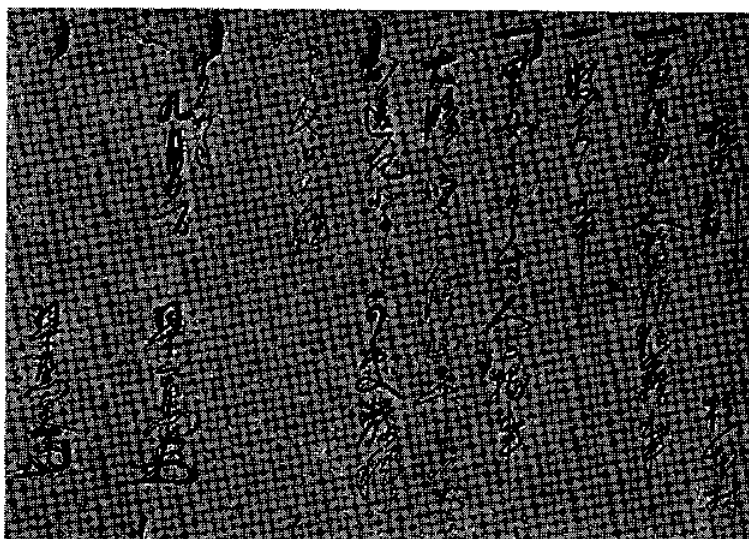
た羽柴於次秀勝が亀山城に入城し、この地域を領した。ところがさきにもみたように秀勝は短い生涯を閉じ、かわって同名の羽柴小吉秀勝が高槻城から移って遺領を継いだ。ところがこの秀勝は同十七年七月領地の不足を申したてて秀吉の怒りにふれ、所領を没収された^{〔多聞院日記〕}。その後、入城の時期は確かではない

が前田玄以が在城している。田能村ののちの訴訟文書には、天正十七年の代官は生熊源介といい、のち「徳善院様御代」と記されている^{〔中倉家文書〕}。また、先に引いた

「天正十八年諸家領地」では「丹波亀山 合五万石 前田徳善院玄以法印」とあり、天正十八年にはすでに前田玄以在城であったかと思われる^{〔大日本租税誌〕}。

関ヶ原合戦 秀吉の死とともに、諸大名の対立矛盾がとその後 一層はげしくなる一方、天下の実権はし

だいに家康に移りつつあった。豊臣家の将来を案じた石田三成らは、毛利輝元を盟主として家康打倒計画を進め、反家康派の有力大名を糾合し、遂に慶長五（一六〇〇）年七月挙兵した。家康とて望むところであり、両者は九月関ヶ原において激突したのである。まさに、秀吉にかわって次代の最高支配者の地位に家康がつくか、あ



写254 福島正則・池田輝政禁制（葉間家文書）

るいはそれを阻止して誰がつくかを決定する文字通りの「天下分け目」の決戦であった。戦いは九月十五日の朝からほぼ半日ほど一進一退をくりかえしたが、結束力に劣る西軍は大敗を喫した〔関原始末記〕など多数。

この時富田の富豪清水市郎左衛門は東軍のために奔走し、関ヶ原陣中でも竹東・兵糧・薪などの調達のために働いた。そのため勝利の翌十六日に家康の前に召出されて懇ろに感賞を受け、在所の富田の方が心元ないので早速帰って堅固に守るよういわれて禁制の朱印状を与えられた〔諸由緒・家伝史料〕。清水家ではその朱印状を代々家宝にしていたという。『譜牒余録』によれば、その時の禁制は慶長五年九月十六日付で、軍勢甲乙入等の乱暴狼藉・放火・田島作毛利取・竹木剪取などを禁じたもので、近江・山城一带の各地に出されているものと同日付・同文のものである〔中村幸也「徳川家康文」所収〕。

関ヶ原合戦で敗れた西軍はちりぢりに敗走した。

おそらく十七、八日ころには敗軍の兵が高槻を通過して西へ逃れたであろう。十八日には東軍は大坂への進撃態勢をとる一方、福島正則らに先駆を命じ〔福島〕、十九日には福島正則・池田輝政に京都守衛をさせている〔関ヶ原始末記〕など。二十三日には正則・輝政らは大坂城に入っているの、彼らの隊は二十一日ころ高槻辺を通過したのであろう。柱本に福島正則・池田輝政の連署で慶長五年九月二十一日の日付のはいった禁制が残っている〔禁制〕。これは乱暴狼藉・放火・人身捕縛を禁ずるというものであり、平穏を望む柱本村の人たちが献金もしくは兵糧を提供して諸軍勢の乱暴や強引な人夫徴発などからの保護を求め、それに対して交付されたものであろう。村人にとって関ヶ原合戦の結末はまだ知らないまでも、敗走する軍とそのあとを追撃する軍とのちがいは歴然としていたにちがいない。営々と農事にいそしむ人たちにとって、自分たちを保護できるのはより強い力であることを肌で感じていたであろう。

家康は西軍に属した大名を中心

に八八家の領地、四一六万一、〇八

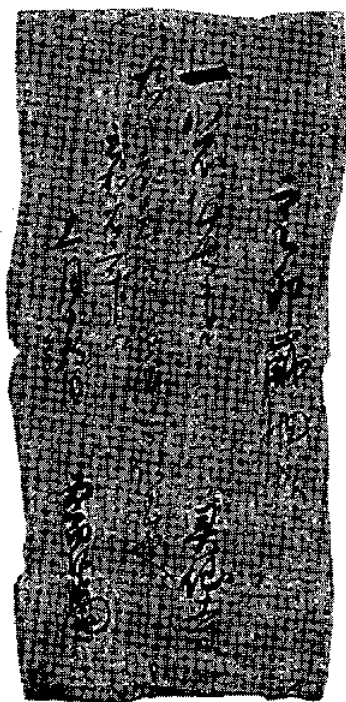
四石を没収、五家二二六万三、一

一〇石を減じて転封した〔藤野保一研究〕。

高槻城主新庄直頼は関ヶ原合戦

で西軍に応じたため、敗戦後所領

を没収され、身は会津の蒲生秀行



享255 霊仙寺村年貢免状
(霊仙寺文書)

に預けられた。そのあと高槻は徳川氏の直轄するところとなり、徳川の直臣が入れかわり代官として赴任した。青山常陸介忠成は関ヶ原合戦後、茨木・高槻両城を按察しており、喜多見(北見)五郎左衛門勝忠は大坂の陣のころ高槻の城番を勤めていた。〔寛政重修諸家譜〕。五郎左衛門尉の署名で元和元(二六二五)年十一月に靈仙寺に対して年貢免状が出されており〔文書〕、翌二年には北見五郎左衛門勝忠の署名で安岡寺に屋敷年貢を免除する旨の安堵状が出されている〔文書〕。安岡寺。明治初年の各村誌によれば、右のほかに内藤修理亮・米津清左衛門らの名が代官としてあがっている〔高槻村誌〕、〔芝生村〕、〔村誌〕、〔唐崎村誌〕。

第五節 封建領主と検地

高山右近 戦国期以来はなばなしい戦乱が続くなかで、封建領主が自己の地位を確保しうる要因は、上の検地。級領主の実力によるバック・アップである一方、彼自身の實力による領民支配と、それを通じて実現する年貢収奪であった。そのため検地が行なわれ、この検地が封建社会を中世から近世へおしすすめた大きな力となったのである。

信長も全国統一の過程において勢力下に入った各地で「指出」（さしだす）を出させ、ときには検地を実施している。（表一〇）。摂津の平定にあたってそれを実施したかどうかは今の所確証はないが、神戸の須磨寺文書、豊中の今西文書などから天正八年検地の可能性はあるとされている〔脇田修・織田政・権の基礎構造〕。摂津国内の個々の大名としては高山右近が検地を行なっている。高山右近が本山寺にあてた書状に「今度検地せしめ候といえども」〔中世〕五六七

V 戦国動乱と天下統一

表10 織田検地・指出一覧

年 代	国 名	内 容	出 典
永禄11 (1568)	近江	指出	橋本左右神社文書
永禄12 (1569)	伊勢	検地	当代記
元龜 2 (1571)	伊勢	検地	北畠物語
天正 3 (1575)	山城	指出	小林文書
天正 4 (1576)	山城	指出	森文書
天正 5 (1577)	越前	検地	劔神社文書など
天正 8 (1580)	播磨	検地	太山寺文書
	大和	指出	多聞院日記など
	摂津	検地	須磨寺文書
天正 9 (1581)	丹後	検地	細川家文書
	和泉	指出	信長公記
天正10 (1582)	能登	指出	国分区有文書など

(注) 脇田修『織田政権の基礎構造』より転載

という文言があり、また後世の東天川村農民口上書写に「御検地帳たかやま帳にて五わりましニならし申候」という文言があることなどから、高山右近が検地を実施したことがあきらかとなっている。その検地帳の一つと目される東天川村の検地帳が現存している〔近世〕。

この検地帳は表紙・奥書を欠いているため年代は未詳であるが、右近が飛騨守から家督を譲られ、高槻城主として出発した天正元(一五七三)年から、同十二年までの間に行なわれた検地とみるほかない。天正十年以降と考えると豊臣政権下であり、太閤検地の規制をうけるであろうし、記載様式が太閤検地帳とはちがう独自のものであることからしても、天正九年以前と考えた方がよい。おそらく織田政権下にあつて支配をまかされた地域を高山右近独自の立場から行なった検地であろう。また荒木村重の影響下にあつた時期よりも、村重が摂津から敗走し父飛騨守が信長によって越前に流され、右近の高槻支配がより独自性を強めた天正七年以降とみた方がよく、須磨・豊中の例からも天正八年検地の可能性が強い。

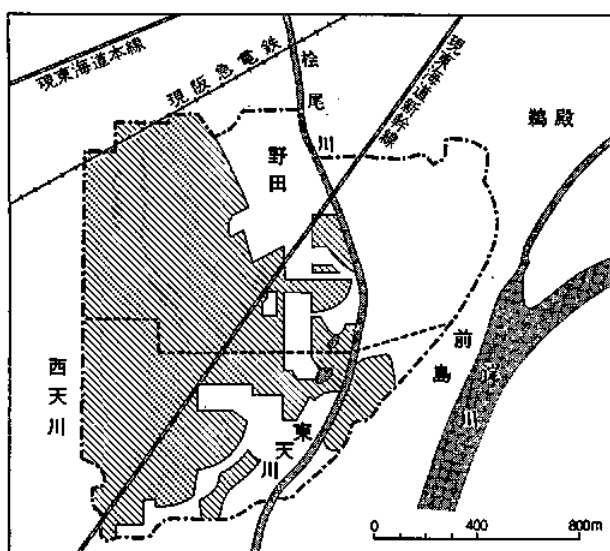


図198 天正年中東天川村検地帳の記載範囲

この天正の東天川村検地帳の範囲についてみると、のちにみる文禄三年東天川村検地帳が野田を含んでいるように、この検地帳も野田地域を含んだもので、図一九八のような範囲となっている。

記載様式は

下 大かわら 一石二斗一
一反小十七歩 もりた分 升九合五勺 弥二郎衛門
百卅文
下 一反目 島 地頭分 六升二合五勺 同人

というように、小字名・等級・面積・分付主・分米・物成銭・名請人が記されている。畠の場合は物成銭がついていないので、この物成銭は中世のなごりである段銭であろう。畠面積の表示にはほとんど「反目」の単位が使用されているが、これはのちの「畝」の単位に相当する。一反目は約三六歩である。面積表示の小というのは「大・半・小」の単位の小で、大は二四〇歩、半は一八〇歩、小は一二〇歩のことである。

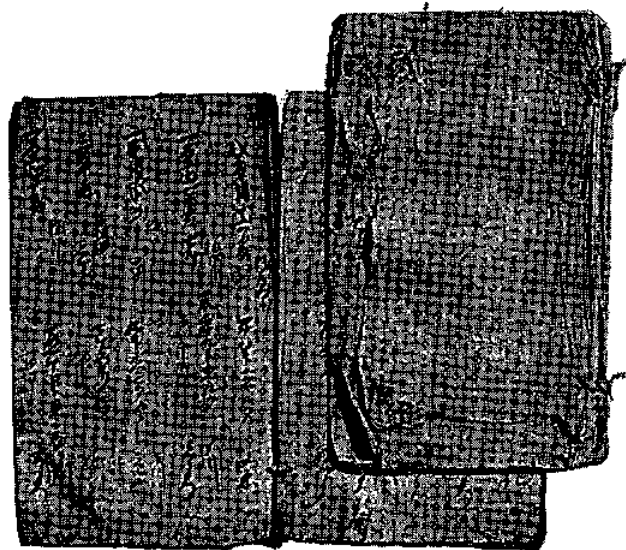
一般に検地というのは土地の生産力を把握し、農民と土地を結びつけて直接に支配することを目的として

いる。しかしこの東天川村天正検地帳は、のちの秀吉以後の検地帳と異っており、田については中世のなごりである段銭の記載があったり、領主と農民の中間に分付主の記載をしているものが大部分である。段銭は本来、即位・大嘗会・將軍宣下など重要な催しに際して臨時に賦課されるものであった。この検地帳に記載があるということは、段銭が恒常化され、年貢の中に含めて扱われるようになったことを意味するであろう。

高山氏支配下 東天川村天正検地帳に記載される在地構造 ている分付主はさまざまであ

り、かつて荘園領主や荘官であったと思われる本所・寺院・公方や土豪、あるいはかつて高山庄で高山氏と衝突したような百姓衆（有力農民）などにわたっている。また「森田方給之田」「西方給之田」「大工方給之田」などの記載からみると、彼らは高山氏の家臣だったのではないかと思われる。

このうち森田氏の場合をみると、表一一のように二二反余、分米二二石余の分付主であり、一一名の名請人から二二石余のうち幾分かを手許に収



写256 天正年中東天川村検地帳（森田家文書）

第三章 天下統一と高槻

表11 東天川村天正検地帳の森田分付分

場 所	等級	面 積	分 米	段 銭	名 請 人
大 かわら	下	反 歩 1.137	石 合 1.219.5	文 130	天河 弥二郎衛門
三ひやうふ	中	252	733.4	65	"
東ツカツホ	中	340	974	90	"
すへさと	中	240	679.52	65	"
こもいけ	下々	1.065	1.043.2	110	"
なかつつミ	下	120	295.89	30	"
すなはたけ	下	310	758.7	80	"
東天河在所	上	1反目半目	321.25		"
ちん太郎	中	1反目半目	240.15		"
神 田	中	312	871.63	100	(森田方給田) "
堤まほり	中	5反目	815		(もり田土居)
北大かわら	下	320	787	80	天河 弥二郎
さんかと	中	1反目	162.5		天河 左衛門二郎
"	中	120	544.2	50	"
ミこ田	下	176	425.02	50	"
三ひやうふ	上	1.000	1.175	100	" 太郎 衛門
さんかと	中	335	1.009.5	90	"
小はしかつめ	下	15	26.2		"
堤まほり	中	2反目	325		"
"	下	2反目10	145		"
やう嶋	下	1.280	1.575.6	160	"
"	下	315	764	85	"
南 きろ	中	1.306	1.866.85	200	" 又 四 郎
五 反 田	中	273	785.16	65	" 弥 四 郎
西野田ノ田	中	36	46.5		のた 新三郎衛門
たこ田	□	1.305	1.597.21	200	あまノ宗 全
二条しり	下	1.340	1.773	160	" 与 七
あんき	下	315	772.06	80	今ハ高ノオ 二 郎
たうのうしろ	下	305	745	80	かふり 新四郎兵衛
計		約 22.295	22.477.48余	2.070	11人

V 戦国動乱と天下統一

表12 東天川村天正検地帳の弥二郎衛門名請分

場 所	等級	面 積	分付主	分 米	段 銭
大 かわら	下	反 歩 1.137	森田分	石 合 1.219.5	文 130
三ひゃうふ	中	252	"	733.4	65
東ツかつホ	中	340	"	974	90
すへさと	中	240	"	679.52	65
こ も い け	下々	1.065	"	1.043.02	110
神 田	中	312	"	871.63	100
なかつゝみ	下	120	"	295.89	30
すなはたけ	下	310	"	758.7	80
中 寺 田	下	2.080	地頭分	1.946.6	220
大 田	下	345	"	874	90
二 条 し り	下	1.100	"	1.118.5	130
きたとくたい	中	332	"	847	90
藪 田	中	163	"	458.11	50
も ち 田	下	342	西 方	843	80
たうのうしろ	下	300	孫丞分	731	80
お ほ れ た	下	1.040	山城方	973.3	110
ヤ ケ	下	1.300	東 方	1.606	180
仏師か(さ)う	下	1.235	龜丞分	1.449.[]	160
中 寺 田	下	340	堂 免	844	80
こ も さ う	下	351	甚二郎	875.8	100
ミ こ 田	下	1. [] 5		1.107	125
六 ノ 坪	□	35□	[]	016	[]
東天河在所	上	1反め半目	森田分	321.25	
ちん太郎	中	1反め半目	"	24[] 05	
"	□	4反め	[]分	650	
大 かわら	下	1反め	地頭分	62.5	
堤まほり	中	2反め	西 方	325	
東天川在所	□	2反め	"	425	
"	上	140		511	
計		24,231余		22,850.13余	2,165余

表13 東天川村天正検地帳名請人階層表

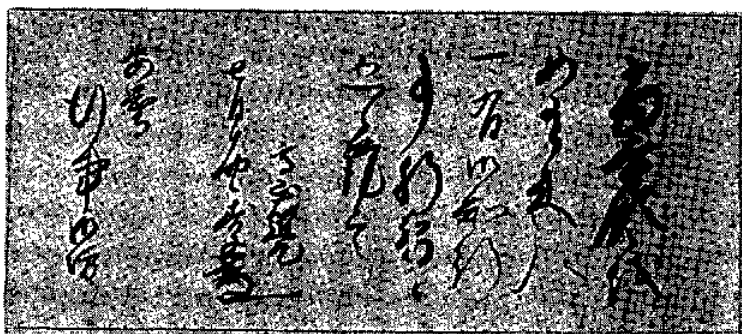
	東天川	野田	計	%
20石以上	1		1	1.4
15石以上20石未満	5		5	7.3
10 " 15 "	5	2	7	10.2
9 " 10 "	1	1	2	2.9
8 " 9 "	1		1	1.4
7 " 8 "		1	1	1.4
6 " 7 "	2	2	4	5.8
5 " 6 "	2	2	4	5.8
4 " 5 "	1	1	2	2.9
3 " 4 "	3	1	4	5.8
2 " 3 "	5	1	6	8.7
1 " 2 "	11	3	14	20.3
1石未満	9	9	18	26.1
計	46	23	69	100.0

(注) 寺屋敷・惣作・入作を除く

にあわせて二四反余の田畠を名請し、二二三石余の年貢と二貫余の段銭を負担する、村内でもっとも名請面積の広い有力農民である。

分付主のなかには同時に名請人であるものもある。たとえば又丞の場合をみると、彼は一方では一一反余の田畑の一二名(うち一名は彼自身)の名請人から何程かの収取を行なう有力農民であると同時に、一〇反余の田畠を耕作する有力農民でもあった。又丞自身多くの耕作地を持ちながら、一方では彼自身が収取者になっているのである。領主高山氏は分付主としての又丞も、名請人としての又丞も、ともに把握せんとしたことになる。つまり分付主も名請人も等しく領主高山氏の権力基盤であったわけであるが、経済的基盤としては

取する有力農民である。なかに「森田土居」の記載があり、土居をめぐるした屋敷構えを想定させる。彼は高山氏の家臣として土豪的な存在であったのであろう。また彼の分付分のうち約七反は弥二郎衛門が名請している。弥二郎衛門が森田の一族であったことは、のちの文禄検地帳からも推定できるので、森田氏は自分の分付の田畠のうち約三分の一は一族の有力農民である弥二郎衛門に耕作権を持たせていたわけである。名請人弥二郎衛門自身は表一二にみるよう



写257 高山右近禁制（安岡寺文書一東大史料編纂所影写本）

分付主の中間搾取を認めた上で名請人（耕作農民）を把握していたのである。かつての国人領主や荘園領主が、主として名主百姓の把握に努めたのと違い、表一三の二石以下にみられるような零細な弱小農民も含めて、直接生産者を広汎に把握せんとしたのである。この点で天正期の高山検地の方式はのちの太閤検地に一步近づいたといえるが、しかしそれは在来の在地構造によって大きな制約を受けざるをえず、分付主を認めるという形でしかできなかったであろう。

分付主はかつての荘園領主や代官・地頭をはじめ、実力でのしあがって来た有力農民まであり、かつては中世在地領主的支配を強行せんとした高山氏を結果的に追い出したような勢力であったから、高山氏は彼らと正面から争うことはできず、彼らの一部を家臣として領主階級の一部にひきこみ、他とも妥協をはかることによってこそ、多数の直接生産者の把握がはじめて可能であった。高山氏のような妥協は、各寺院に出された安堵状によっても知られる（中世三・五六四・五六六・五六七・「壽命」院文書「東京大学史料編纂所影写本」）。

一方では分付主の方からも戦国大名高山氏と結びつくという要素が考えられる。一六世紀中葉には、在地支配のゆきづまりから、土

第三章 天下統一と高槻

豪・小領主の多くが在地を離脱する傾向をみせたが、同じような領主的側面を持ちながら、国人領主や有力農民（御百姓）らにゆさぶられて後退を余儀なくされていた神社は、戦国大名の強権による保護を期待したのであろう。また村内で新たに生まれてきた土豪（有力農民）たちも、戦乱期にあつてはそのひよわざ故に戦国大名の持つ力に期待をもったであろう。

封建社会は、領主と農民という基本的な階級関係があつて、領主が農民から剰余生産物を年貢の形で直接搾取することによって成り立っている。土豪・有力農民に中間得分を認めると、彼らが実力をたくわえて領主化し、やがて主君を倒すという下剋上の風潮は際限なく続くことになる。かといつてすぐさま中間得分を認めないとするれば、戦国大名自身にとって家臣層の力を弱めることになる。戦国大名はこの矛盾に苦しんだのである。この矛盾を解決するためには、中間得分を認めるような関係を整理し、有力農民を家臣団に組み入れて在地から切り離すか、あるいは逆に武士化を阻止して耕作と年貢負担を専らにする百姓にとどめるかの二つを選ばねばならない。この役割をはたしたのが太閤検地である。

表14 高槻市域の太閤検地〔検地根保存分〕

村 名	実施年月日	検 地 奉 行	出 典
東天川村	文禄3年10月3日	石川久五郎光元	森田家文書*
真上村	文禄3年10月10日	片桐市正且元	真上区有文書
霊仙寺村	文禄3年10月28日	速水甲斐守守久	霊仙寺文書
柱本村	文禄3年10月吉日	舟越五郎右衛門景直	葉間家文書*
唐崎村	文禄3年10月吉日	舟越五郎右衛門景直	唐崎区有文書
富田村	文禄3年10月	浅野弾正少弼長政	高槻市役所所蔵文書*
服部村	文禄3年11月1日	速水甲斐守守久	農協清水支店所蔵文書
郡家村	文禄3年11月6日	速水甲斐守守久	郡家区有文書
土室村	文禄3年11月16日	速水甲斐守守久	吉田(芳)家文書

(注) *印は『高槻市史』第4巻(史料編Ⅱ)に収録のもの

太閤検地

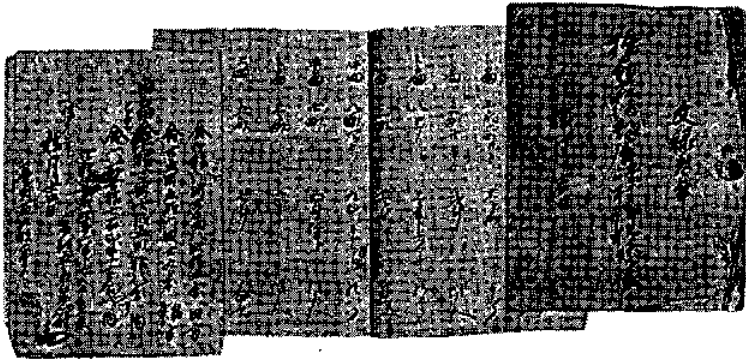
豊臣（羽柴）秀吉は天正十（一五八二）年の清洲会議以後、慶長三（一五九八）年の死にいたるまでの期間、全国的にくりかえし検地を行なっている。秀吉が関白職を秀次に譲り、太閤と呼ばれるようになるのは天正十九年末のことであるが、天正期の検地も含めて秀吉の検地を一般に太閤検地と呼んでいる。摂津の太閤検地は天正十一年、同十九年、文禄三年、丹波のそれは天正十五年、慶長元（文禄五）年に行なわれている（藤野保『新訂幕藩』）。高槻市域のものでは天正期の太閤検地帳はみあたらず、摂津で実施されたといっても、全域にまたがるものであったかどうか確かめられていない。摂津北端の能勢郡天王村の史料に「天王村御検地へ、天正十九年卯年徳善院様御繩にて、斗代位付」とあることによって確かめるが（『能勢町史』第三巻）、検地帳そのものは残っていない。摂津全域の本格的な太閤検地は文禄三（一五九四）年八月から行なわれ、高槻市域にも表一四のように多くの検地帳が残されている。檜田地区のものは現在みつかっていないが、近くの南掛村（現亀岡市）に文禄五年九月のものがあるので、檜田地区においてもそのころ実施されたものと思われる。

検地は田・畠・屋敷地の面積を測定し、その品質を等級づけ、等級に応じた石高^{いそくもろ}をして石高を決定し、耕作者を結びつけることで、検地奉行の監督のもとに村ごとに実施された。検地の結果にもとづいて検地帳が作成され、そこには一筆ごとに小字名、田畠屋敷の別とその等級・面積・分米（石高）・名請人が記されている。次ページに写真掲載した検地帳の中央部を例示すればつぎのようになる。

南かわら

下畠 菅段六畝廿歩 砦石

与二郎



写258 唐崎村文書検地帳（唐崎区有文書）

同	下畠	三畝十歩	貳斗	同人
同	下畠	八歩	壹斗六合	新三郎
同	下畠	三畝	壹斗八升	弥大夫
同	中田	八畝四歩	九斗八升	孫八郎
同	中畠	七畝	五斗六升	同人
同	下畠	壹畝	六升	同人
同	上田	五畝	七斗	甚六

小字名の「南かわら」は現在の唐崎南四丁目の東海道新幹線脇のあたりである。そのころは田よりも畠地が多かったらしい。

検地の測量は六尺三寸を一間とし、一間平方を一步、三〇歩を一畝、一〇畝を一反(段)とした。さきにみた高山右近の検地ではまだ三六〇歩を一反としていたのが、太閤検地では三〇〇歩を一反としたのである。長さを一定にすると同時に、従来のように米をはかる枡がまちまちであると意味がないので、判形をつけた枡を村々に与えて容積を統一した(近世¹⁾2)。またここという分米

V 戦国動乱と天下統一

表15 高槻市域太閤検地の標準斗代 (単位は石)

村名	東天川	真上	豊仙寺	柱本	唐崎	富田	服部	郡家	土室
検地奉行	石川	片桐	速水	舟越	舟越	浅野	速水	速水	速水
斗代	上々田	—	1.5	—	—	1.7~1.8	1.55	1.55	—
	上田	1.4	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4
	中田	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2
	下田	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0
	下々田	(0.7)	0.6	1.0	0.8	0.6	0.9	0.9	0.8
	上々島	—	1.1	1.5	—	1.4	—	—	—
	上島	1.2	1.0	1.3	1.0	1.3	1.1	1.1	1.0
	中島	1.0	0.8	1.2	0.8	1.1	1.0	1.0	0.8
	下島	0.8	0.6	1.1	0.6	0.7	0.8	0.8	0.6
	下々島	—	0.4	0.6	0.5	—	0.6	0.6	—
屋敷	1.2	1.1	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2

も、天正検地帳のそれが年貢量をあらわしていたのに対して、つぎにみるように生産量にみあうものをあらわすように変化している。

斗代と石盛

検地の石盛とは、検地をした土地のねうちを、米の収穫のあるなしにかかわらず米の

生産量に換算することといい、その換算率を斗代という。つまり、例示の「下島 宅段六畝廿歩」では米を生産していなくても、そのねうちは米「壹石」の収穫があるのに等しいという推定をするのである。その一石に対して一定の年貢率がかけられて年貢高がきまってくるので、斗代の高低は年貢量にひびくものであった。

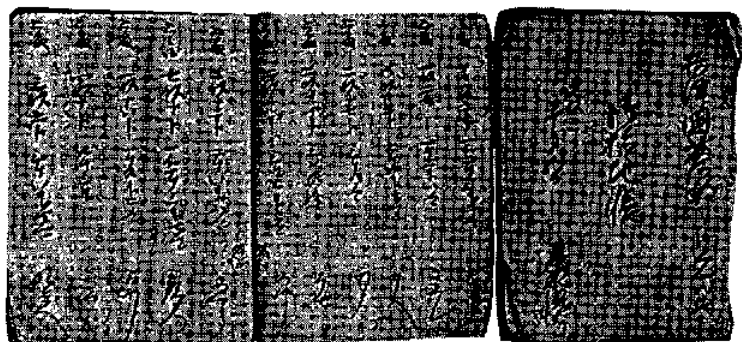
摂・河・泉に出された文禄三年の検地条目〔官川満〕太閤部三五によると、一反につき上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下々田は見はからい、屋敷は一石二斗、山島・野島・川原などは従来の斗代を聞いた上で見はからって決定すること、などとなっているが、高槻市域で実施された太閤検地の標準斗代は表一五のようになっていた。

検地条目の斗代はあくまで基準を示したものであって、実際には表にあらわれたように、検地奉行によって各村の実情に応じた裁量がなされたのである。一般的にいえば生産力の進んだ村は高く、遅れた村は低くされ、それに何らかの政治的配慮も加えられたものと思われる。

表一五の村々についてみると、柱本・富田・服部・郡家各村は、ほぼ検地条目の基準に相当するようになっているが、そのうちでも富田は上々田一石七斗ないし一石八斗が設けられて、全般的に高くされている。そのほかの村は一段低い斗代がついており、上々田の設けられているのは真上村だけで、それも条目という上田なみの一石五斗である。同じ検地奉行が行なった柱本村と唐崎村とは異なっており、速水守久の行なった検地でも服部・郡家両村の斗代は一致しているが、靈仙寺・土室より一段高く差をつけている。

富田の町

富田村の斗代が高い点は、酒造を中心とした商工業の発達と関連していると思われる。検地帳上では「村」という表現を使っているが、おそらく当時すでに町の



写259 郡家村文禄検地帳（郡家区有文書）

V 戦国動乱と天下統一

表16 文禄三年富田村の商工業・サービス業者

屋号・職種名	名請人数	屋号・職種名	名請人数
あか	1	へに	2
いち	6	まに	2
いみ	1	ミす	3
おや	1	やし	1
か	2	け	5
か	1	うし	1
き	1	ぢん	1
こ	1	さめ	1
こ	1	さほ	2
千	1	さん	1
た	3	たと	1
大	1	と	1
大	1	た	1
た	1	か	1
つ	1	か	1
十	1	く	1
な	2	大	1
ぬ	1	ゆ	1
ひ	1	す	1
ひ	1	や	1
も	1		
き	4		
ふ		39種	60軒

景観をなしていたであろう。富田は文明八（一四七〇）年蓮如によってひらかれた富田坊（教行寺）から発展した。当初は御坊周辺のみの寺内町であったが、その部分は古寺内（ふるじうち）の名で残り、文禄以前に東北部に新家が建ちならんでしだいに町域をひろげた。一六世紀前半には一向一揆の東撰の拠点の一つとして、国人領主たちと対等にわたりあう一大勢力を誇るまでになっている。永禄十二（一五六九）年フロイスが堺から京都にむかう途中、「トンダジナイ」（富田寺内）に着いて宿泊することになったが、そこは疫病がはやって短期間に千人余りも死者がでていたので、自分たちは僧院外の旅館に宿泊したという〔中世五二〇〕。そのころすでに常泊施設としての旅館を持つ相当規模の門前町に発展していたのであろう。

文禄三年検地帳から商工業・サービス業にたずさわっているとされるものをひろってみると、表一六のように三九種、六〇軒もみられる。この六〇軒のうちで田畠を名請けせず屋敷のみ名請けしているもの、つまり純粹農業外と思われるもの

第三章 天下統一と高槻

表17 文禄3年高槻村
の商工業・サービ
ス業者

職 種	人数
や じ	12
や ち	8
や や	5
や や	2
や や	1
や や	1
や や	1
や や	1
し ゆ	1
か	1
9 種	32軒

(注) 中部よし子「城下町高
槻の成立」(魚澄惣五郎
編『大名領国と城下町』所
収)より作成

りがうかがえよう。前節でもふれたが、これより先、天正十三(一五八五)年には羽柴秀勝が富田に対して保護を目的とした掟を出している。掟はここにみられるような商工業の発展に即応した措置だったのである。その第一条には「無座無公事事 但此方自拝領之内越候者ハ諸役可為如有来事」(中世「六三二」)と記し、独占的営業を禁じて営業の自由を保証した上、公事(租税の一種)を取りたてないという特典を与えている。さらに外来者に対してはこの特典は適用せず、町民の営業を保護しているのである。こうした領主の施策もあって、富田の町場としての経済的好条件がととのい、このような経済的好条件が他村より高い斗代をつけさせたのである。

つぎにどのような階層構成になっていたかを名請高の多寡によってみると表一八のようである。最高二三〇石余の紅屋(べにや)一郎右衛門(清水市郎右衛門)をはじめ、四〇石以上の一〇人が一つのグループを形成している一方で、零細農民もかなり多い。一石未満の中には田畠は無高で屋敷のみ登録されているものも含まれており、これは農耕地を持たず商工業・サービス業にたずさわっていたものであろう。江戸時代のはじめのころの物

が一七軒もあり、農耕とは関係せず商工業・サービス業を専らとするものがいたことを示している。同じ文禄三年で、近くの高槻城下の商工業・サービス業者をみると表一七のようである。また、茨木城下の状況が二五種、六〇軒

ある。また、茨木城下の状況が二五種、六〇軒

表18 文禄3年富田村の階層

名 請 高	人数	%
100 石以上	1	0.1
50石以上100石未満	5	0.7
40 " 50 "	4	0.6
35 " 40 "		
30 " 35 "	4	0.6
25 " 30 "	6	0.9
20 " 25 "	7	1.0
15 " 20 "	16	2.3
10 " 15 "	26	3.8
9 " 10 "	4	0.6
8 " 9 "	13	1.9
7 " 8 "	10	1.5
6 " 7 "	14	2.1
5 " 6 "	14	2.1
4 " 5 "	24	3.5
3 " 4 "	41	6.0
2 " 3 "	59	8.7
1 " 2 "	168	24.6
1 石未満	266	39.0
計	682	100.0

(注) 惣作・入作を除く

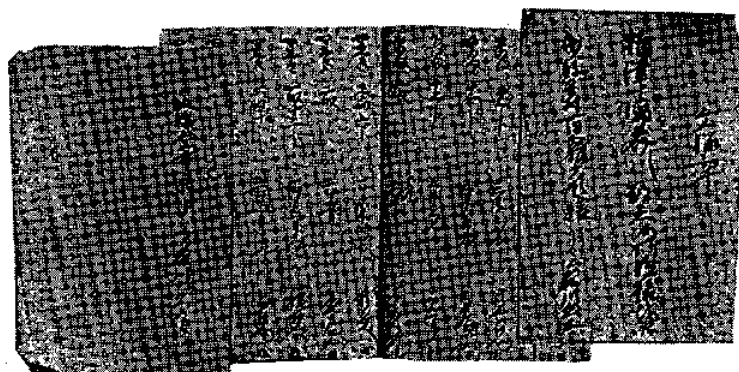
富田十人衆というのがあって村さばきをしており〔天坊平政、富田史談〕、文禄検地帳にみられる上層一〇人もこれにつながる人たちではないかと思われる。おそらく上層部一〇人ぐらいで自治的な村の運営がなされたのであるう。

東 天 川 ・ 野 田 東天川・野田では石川久五郎検地奉行の監督のもとに九月二十九日から翌月五日にかけて実
野田の検地 施されたようである。検地帳は「東天川村検地帳」となっているが野田地域を含んでおり、
当時野田村は東天川村のうちにはいっており、文禄期以後に分村したのである。のちの史料では「高山帳
にて五割増しにならした」〔近世〕とあるが、そのようなおおまかなものではなく、検地帳にあたるのかな
り綿密に行なわれている。

この検地に際して東天川村では主だったものが検地奉行一行の接待にあたった。同村弥二郎兵衛の申状に
よると、当初八升五合用意した油が足らなくなり、十月三日には同村又丞の世話で山崎の平右衛門から武
升、さらに四日には同じ山崎の万右衛門から武升を買い入れ、あわせて一斗武升五合の油を使用している
〔近世〕。これは山崎峠を使用しているが、いわゆる判形峠より多いか少ないかはわからない。昼間測量を行
〔214〕

なった分の整理や晩餐^{ばんさん}の接待、宿泊などのための灯火に多くの油が使われたのであろう。接待には濁酒と清酒が出され、清酒は大塚の「ひらのや」という店から買っている。料理のために鯛・鯉・鮒^ふ・鯿^{ぎょ}・鰻^{うなぎ}・青筋魚^{せいじんぎょ}・蛸^{たこ}などの類や、味噌・酢・塩などの調味料、櫛^{くし}・柴などの燃料まで購入している。野菜類は地元のものを使ったのであろう。油代も含めて八石ほどの米が費されたようである。酒の量はわからないが、その費用が米一石二斗であることから相当量の飲み食いが行なわれたのであろう。少しでも検地奉行一行の感触をよくするため接待にこれつとめたものとみえる。弥二郎兵衛の申分によると、この費用のほとんどは彼が負担したものである。

検地役人はこの弥二郎兵衛家に宿泊しているが、ほかに野田の又三郎や東天川の又兵衛・藤左衛門・与十郎・新二郎・源兵衛・孫右衛門ら七名の家にも分宿した。そのため検地帳の高付以外の免除田畠をそれぞれに認めたようである^(近世五)。他にも分宿したかも知れないが、右の八名の当時の持高と屋敷地の広さをみると表一九のようである。弥二郎兵衛家の屋敷地は庄屋ということ



写260 東天川村文禄検地帳〔一冊本〕(森田家文書)

表19 検地役人宿泊の家

名 請 人	名 請 高	屋敷地積 坪
弥二郎兵衛	石 56.198	坪 (7.5)
又三郎	25.030	100
又兵衛	36.674	126
藤左衛門	5.940	117
与十二郎	24.676	72
新源	(不明)	(不明)
係右衛門	33.727	200
	25.196	42

で全部免除地になったらしく、検地帳上にはあらわれない。別の史料によると弥二郎兵衛家は検地の際の接待や宿泊の世話で奉行から一四石余の免除地をもらったというので〔宮川清「太閤検地論」第一、このうちには庄屋屋敷も含まれており、そのために検地帳上にあらわれないのであろう。表にある七・五坪については、検地帳に「拾五歩 弥二郎兵衛は」とあるので、隠居屋であらう。のちに弥二郎兵衛と弥二郎衛門が半分ずつ相続したらしいが、これだけは免除地にならなかったと思われる。おそらく免除地となった屋敷は相当広い屋敷地だったにちがいない。また、新二郎は屋敷持ちとしては検地帳にあらわれない。軽々しくはいえないが一つの予想として新二郎は新三郎のまがいかもしれない。もしそうだとすれば、彼の場合田畠持高二・五四三石、屋敷地は二カ所あわせて二五四坪もあり、検地役人の宿泊する家としてふさわしい。藤左衛門

以外はいずれも大高持ちであり、屋敷地もおおむね広い。藤左衛門とて高は少ないにしても屋敷地は広い。検地役人たちはこのような百姓の家に宿泊しながら、約一週間でこの村の検地をおえたのである。

村切と太閤検地で農民の居住を固定化するとともに、行政單位としての村を確定した。これが現在に残る大字に相当するものである。従来の耕作権は複雑に入りくんでおり、ある村の百姓が他の村の耕地を耕していることが多かった。太閤検地のころそれを整理して、いわゆる「村切」を行なったといわれる。しかし中世以来の慣習を一挙に改めることはなかなか困難であつたらしく、文禄

三年東天川検地帳には表二〇のように多数の入作人がいる。東天川村の総高一、四一六石七斗三升のうち三九〇石六斗二升一合は他村からの一三三名の入作人によって名請けされているのである。なかには鶴殿村の五郎兵衛のような有力農民も東天川村へ出作している。五郎兵衛家はのちの名寄帳で鶴殿村の大部分を一手に名請けしているほどの有力農民の家である〔近世一〕。これだけ多くの他村入作人がいるということは当然逆の現象も考えられ、東天川・野田両村の百姓も他村へ出作していたであろう。その状況については対応する検地帳がみあたらないので今のところ確かめるすべはない。

東天川・野田
の新田開発

東天川村の文禄検地帳は前掲写真のように二種ある。一つは面積合計二二〇町歩余の写一冊〔近世一〕、他の一つは面積合計一〇〇町歩足らずの二分冊になった写一冊〔近世二〕、の二種である。

記載順序をみると、二冊本の方が村の北部(野田村の北部)からはじまり、南部にむかってほぼ整然と千鳥ぶうにたどっているのに対し、一冊本の方は村の南部(東天川村の南部)からはじまって、しかも整然たる順序にはなっていない。ちなみに現在残る小字名と一致する記載範囲を、天正検地帳も含めて図示すれば図一九九のようになる。

図によると集落の東部を南北に走る桧尾川の東側北半(前島道以北)の地域は、天正期に耕地として全く把

表20 文禄3年東天川村入作人

村名	請人数	高名請
下	38	石 161.886
萩安高前	30	73.637
庄瀬	17	53.644
槻島	13	31.022
鶴殿	10	25.073
天川	8	21.911
西天冠	8	10.515
中塚	2	3.455
野大	1	1.590
不	1	1.040
明	5	6.848
10カ村以上	133	390.621

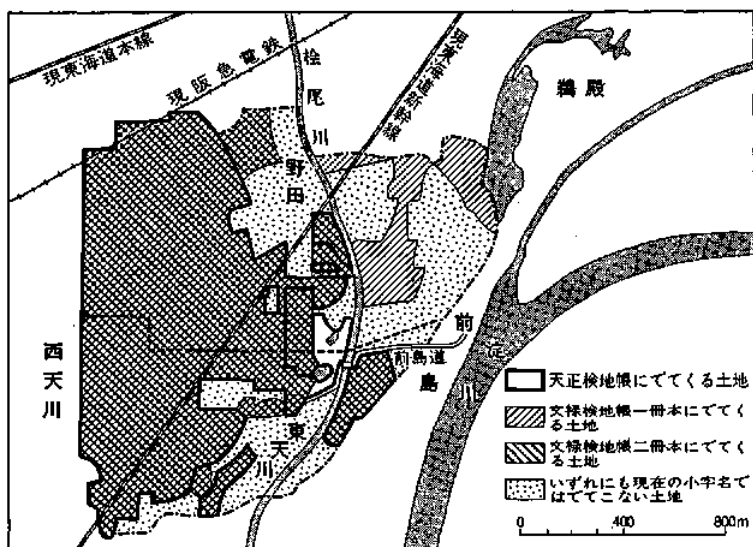


図199 天正検地帳・文禄検地帳一冊本・同二冊本記載範囲

- (注1) 東天川・野田ともに文字の個所が集落であるが、
 (イ) 天正検地帳にある「東天河在所」・「野田在所」
 (ロ) 文禄検地帳一冊本にある「さとの内」・「すなはた」・「二の坪」
 (ハ) 文禄検地帳二冊本にある「さとの内とゐ」・「のたの内」・「二の坪」・
 「くるすやしき」などがそれぞれ該当するものと思われる。
 (注2) 東天川・野田地域で梨地の部分は、検地帳の小字名と現在の小字名とが一致しない部分であるが、検地帳にはそれに相当する量の記載があるのでそれでほとんど埋まるであろう。

握られていなかった。文禄検地帳ではじめて耕地として登場したわけである。しかも文禄検地帳二冊本にも出てこず、一冊本にでてくるその部分(甲部分とする)の斗代を、松尾川以東南半及び以西(乙部分とする)の斗代と比較してみると、表二一のようである。これによると甲部分は田において乙部分より斗代が一斗ずつ下まわっており、しかも屋敷が一筆もみあたらない。同一村落でかなりの面積にわたる特定地域を低斗代で区別しているのである。天正検地帳にないこと、低斗代で

あることなどの点から、この部分は文禄三年に近い以前に開発された新田地域とみなされる。さきの高山右近の検地の時には、検地の対象とはならない荒地または原野であったのかもしれない。また文禄検地の二冊本も、本来は三分冊になっていたもので別冊の「新開田畠分」がたまたまみあたなくなつたものかもしれない。一冊本の方は一冊にまとめられていたために新田開発の部分も含めて残つたのである。

新田開発 農民

この新田開発がどのような農民階層によって行なわれたかをみると、表二二のようであつたかをあらわしている。これによると新開田畠の名請高の多いものは本田畠でもかなりの高請けをしている。新田開発そのものは大へんな苦勞をとまうが、一般に新田の貢租は当初はかからないし、その後も一定期間低率であるから、全体としては新田を持つことは有利である。したがって開発能力さえあれば新田開発の割り当ては一種の特権であり、大半が持高にはほだした開発となつてゐるのは、大高持が村内で強い発言権を持っていたことを思わせる。しかし弱小農民に全くチャンスがないかというところではなく、本田畠三石未満の零細な名請人も新田開発によってかなり高をふやし、より安定的な経営にむかつてゐることがうかがえる。弱小農民はたとえ自立しても経営が安定しないかぎりたえず没落の危険性を持ち、自立・没落の循環をくりかえすことも多かつたであらう。この悪循環をたちきる手がかりを新田開発が与えているので

表21 東天川村の二種類の標準斗代

等級	甲部分	乙部分
上田	1.3	1.4
中田	1.1	1.2
下田	0.9	1.0
下々田	0.7	—
上畠	1.2	1.2
中畠	1.0	1.0
下畠	0.8	0.8
屋敷	—	1.2

V 戦国動乱と天下統一

表22 文禄3年検地帳にみられる東天川・野田新開農民

名 請 人	新開名請高	左のうち田	左のうち畑	本田畠名請高	屋 敷
	石	石	石	石	石
左衛門四郎	9.750	8.262	1.488	13.932	.240
源兵衛門	9.414	7.908	1.506	24.313	.800
新左衛門	8.645	7.974	.671	33.813	③ .880
甚左衛門	8.339	7.029	1.310	6.785	.192
甚左衛門	7.864	7.278	.586	10.278	—
又兵衛	7.780	6.536	1.244	28.894	.504
三郎兵衛	7.731	7.731	—	20.006	.600
彦左衛門	7.146	6.483	.663	31.721	.240
与兵衛	7.129	5.750	.979	20.728	—
三郎	6.986	6.894	.092	14.749	.336
五郎右衛門	6.087	5.040	1.047	19.216	—
弥二郎兵衛	6.007	4.038	1.969	50.191	.030
四郎兵衛	5.814	5.097	.717	25.373	.176
新三郎	5.597	4.638	.959	15.946	② 1.016
与三郎	5.405	4.365	1.040	19.271	.288
天川孫右衛門	4.671	4.437	.234	20.525	.168
孫又三丞	4.292	3.554	.738	6.933	.336
又源三郎	3.916	3.020	.896	13.348	④ .924
源三郎	3.472	3.445	.027	21.558	.400
喜新助	3.258	3.258	—	—	—
新四郎	3.103	3.103	—	—	—
四郎兵衛	2.924	2.439	.485	18.745	.144
天川孫四郎	2.919	2.919	—	2.252	—
孫太夫	2.885	2.672	.213	30.480	.600
孫右衛門	2.510	2.510	—	0.60	—
与右衛門	2.470	2.470	—	—	—
甚五郎	2.462	1.655	.807	1.681	—
藤三郎	2.389	2.389	—	16.168	.382
四郎三郎	2.380	2.380	—	—	—
野田二郎	2.304	2.304	—	5.563	—
又新右衛門	2.123	2.123	—	12.969	—
新五郎	1.848	1.848	—	23.017	② .720
野田孫右衛門	1.742	1.742	—	2.740	—
与三郎	1.736	1.736	—	—	—
天川又三郎	1.636	1.476	.160	5.199	—
与三郎	1.577	1.304	.373	30.753	.300
天川二郎	1.560	1.560	—	—	—
弥二郎	1.448	1.365	.083	3.744	—
二郎大	1.358	1.305	.053	20.355	.030
二郎大	1.313	.860	.453	5.943	—

第三章 天下統一と高槻

前ページより続く

名 請 人	新開名請高	左のうち田	左のうち畑	本田島名 請高	屋 敷
せん五郎	1.300	1.300	—	—	—
二郎右衛門	1.294	1.294	—	12.481	.196
彦四郎	1.225	1.225	—	—	—
与三郎	1.195	.686	.609	18.716	.216
	1.045	.630	.415	—	—
惣右衛門	1.014	1.014	—	—	—
弥五郎衛門	.976	.624	.352	9.966	.064
弥太郎三	.956	.060	.896	—	—
弥三郎	.933	—	.933	31.550	.240
五郎左衛門	.900	.900	—	.120	—
二郎左衛門	.712	.392	.320	—	—
野田					
孫四郎	.666	.378	.288	10.362	.120
孫六郎	.640	—	.640	—	—
与五郎	.600	.600	—	.266	—
せんしゃう	.522	.522	—	—	—
彦二郎	.507	.246	.261	—	—
孫左衛門	.446	—	.446	3.996	—
与三郎	.419	.419	—	1.443	—
与助一	.384	.384	—	—	—
又右衛門	.383	.383	—	—	—
弥五郎	.303	—	.303	12.535	—
野田					
与七郎	.273	.273	—	4.983	—
源五郎	.248	.248	—	—	—
与左衛門	.193	.193	—	9.476	—
与三郎大夫	.160	.160	—	2.344	.684
左衛門二郎	.150	.150	—	—	—
天川					
与七	.144	—	.144	4.169	.560
さ い	.138	.138	—	—	—
新道三	.120	.120	—	.213	—
ゆ う	.112	—	.112	—	—
道きん	.090	.090	—	.153	—
小三郎	.089	.068	.021	—	—
む 郎	.082	.082	—	—	—
弥二郎大夫	.064	—	.064	—	—
惣 作	3.374	3.374	—	天川.873	—
道場分惣中	4.849	4.849	—	野田.512	—
さふろめん惣作	.954	.954	—	—	—

(注1) 入作人と思われるものは除外している。

(注2) 屋敷中○内の数字は筆数をあらわす。

V 戦国動乱と天下統一

表23 文禄3年東天川村検地帳名請人階層

名 請 高	二冊本	%	一冊本	%
50石以上	1 (1)	1.1	1 (1)	0.9
30石以上50石未満	5 (5)	5.6	8 (8)	7.1
25 " 30 "	2 (2)	2.2	5 (3)	4.4
20 " 25 "	7 (5)	7.9	7 (6)	6.2
15 " 20 "	7 (6)	7.9	7 (5)	6.2
10 " 15 "	10 (6)	11.2	7 (6)	6.2
9 " 10 "	2 (1)	2.2	1	0.9
8 " 9 "	1	1.1	1	0.9
7 " 8 "	2 (2)	2.2	4 (2)	3.5
6 " 7 "	3 (2)	3.4	2	1.8
5 " 6 "	4 (1)	4.5	4 (1)	3.5
4 " 5 "	3 (2)	3.4	5 (2)	4.4
3 " 4 "	2	2.2	2	1.8
2 " 3 "	8 (1)	9.0	9 (1)	8.0
1 " 2 "	11	12.4	17	15.0
1石未満	21 (3)	23.6	33 (2)	29.2
合 計	89 (37)	100.0	113 (37)	100.0

(注1) 寺・惣作・入作人は除いている。

(注2) 括弧内は屋敷持ちの人数である。

ある。また、本田畠で名請けが全くないのに新田畠の名請けをしている農民が二四名もみられる。これは前代にはおそらく有力農民のもとに隸属していた被官百姓や下人であったのが、新田開発に参加することによって一人前の百姓として検地帳上に登場したことをあらわしている。この時も有力農民から恩恵的に一部の開発権を分けられたのかもしれない。この期の新田開発は隸属的な農民がわずかの土地でも耕作権を得て独立の方向をたどることに意味をもつものであった。

東天川・野田両村をあわせた当時の階層をみると表二三のようである。二冊本による階層表は当時本田畠をどのくらい高請けしていたかをあらわし、一冊本によるそれは新田開発を行なったことによつてどのように変化したかをあらわしている。両者の差をみれば、一〇石以上の上層農が新田によって漸次経営を拡大していることと、二石未満層が新田によって大幅に増加していることがわかる。新田開発が小百

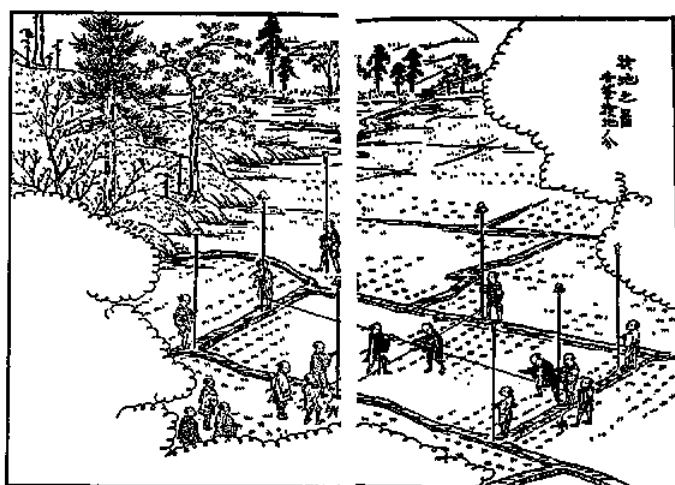


図200 検地の図〔各筆検地分〕（安藤博『徳川幕府県治要略』より）

姓の輩出を招来させたのである。

太閤検地と 太閤検地帳には天正検地帳にあったよう
兵農分離 な分付主がなくなつて、専ら耕作に従事

する農民だけが検地帳にのせられた。また太閤検地帳では二石未満の高請をしている農民が増加している。新たに検地帳名請人になるということは、たとえその名請高が少なからうとも、新たに封建的地代の負担者として領主権力によって体制的に認められるということである。その意味では、過酷な年貢負担が待ってはいようとも、かつての隷属的下人の立場にくらべれば一歩前進といえよう。富田村（表一八）では六三パーセント余が二石未満であり、東天川村（表二三）では四四パーセント余が二石未満の零細な農民であった。このような零細な高請農民の増加は、前代に土豪や有力農民の陰に隠れた存在であった隷属的小農民をも領主が直接把握しようとしたためである。天正検地帳にすでにその傾向はみられたが、中間に介在していた土豪や有力農民の得点を否定し、彼

らの一部を家臣として在地から、換言すれば農業経営から切り離すかたわら、残る多くの有力農民を他の農民と同様もっぱら耕作に従事する高請農民に枠づけしたのである。こうして高請農民となった中世以来の有力農民の中には、近世で村政を担当する庄屋・村役人となったものが多い。富田の十人衆や東天川村の弥二郎兵衛家などがそれである。

太閤検地はこのように武士は武士、農民は農民として固定する、いわゆる兵農分離を目的として実施されたものであった。これと平行して天正十六（一五八八）年以來、軍事力を武士が独占するための刀狩政策が行われた。おそらくこの地域でも刀・弓・槍・鉄砲の類は没収され、検地帳によって土地に固定された農民は、人夫として動員されることはあっても、かつてのような直接戦闘要員として戦闘にかりだされることはなくなったと同時に、中世土一揆のような武器をもって支配階級と闘う農民闘争は非常にしくくなった。こうして武士が在地を離れ、農業経営に直接タッチしなくなると、農民の剰余労働を正確に手に入れるために何らかの基準が必要となる。日常は、恣意的搾取や地域の実情をつかんだ搾取が困難となったからである。その必要をみたしたのが土地と農民が結びついて生ずる経済力を客観的に把握するための石高制であり、この石高制はその後の大名の知行・軍役賦課・年貢賦課など、政治的・経済的・社会的なあらゆる面での基準となった。こうして太閤検地は兵農分離と石高制を生み、近世封建社会（幕藩体制）への道を開いたのである。